

平成22年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成22年9月2日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	面卷昭男
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	藤川岳志

建設課長	今西弘至	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	加藤保幸	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	植村俊彦	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 15番 木田議員

1、焼却場、鳩水園について問う。

- ①設置当時の総事業費（用地代金を含む）はどのくらいであったのか。
- ②設置時における耐用年数についてはどうであったのか。
- ③残された耐用年数と今後も永遠に続く事業として現段階での予算措置をどう考えておられるのか。
- ④委託も含めて人員の配置と経費の削減についてどのように考えているのか。

2、8月27日発生した集中豪雨について問う。

- ①今までと違う県管理河川と違うところで発生した点についてどう考えているのか。
- ②年に2度も町内で発生していることについて、町は今までと同じ対処方法でよいのか。
- ③安全・安心なまちづくりと言われながらも、町民が安心して住めるまちづくりについて伺う。

〔2〕 14番 木澤議員

1、子ども・若者育成支援推進法について

- ①目的・主旨について
- ②これまでの取り組みとの違いについて
- ③子ども・若者を取り巻く今日的状況に対する認識について
- ④取り組みに対する町の考え方について

2、地上デジタル放送への対応について

①問題点の認識と今後の対応について

3、ごみ問題について

- ①ごみ袋有料化の意義と目的について
- ②ごみ排出量とごみ処理費用の推移について
- ③不法投棄されたごみの量の推移について
- ④ごみ袋価格設定の考え方について
- ⑤ごみ袋代金収入の使途について
- ⑥住民の負担に対する町の認識について
- ⑦今後の取り組みについて

〔3〕 13番 里川議員

1、子育て支援の取り組みについて

- ①子育て応援条例を制定している自治体があるが、斑鳩町での制定を考
えることについて
- ②具体的な項目の考え方について
 - (1) 国保税18才未満の均等割の減免
 - (2) 就学援助制度の拡充
 - (3) 病児、病後児保育
 - (4) 幼稚園・保育園の入園数の多い年令について
 - (5) 保育料の子ども数による軽減
 - (6) 給食費の軽減

2、国民健康保険のあり方について

- ①広域化の問題と現状について
- ②事実上の無保険者の把握と対策について
- ③一般会計からの繰り入れの考え方について

3、生活保護の医療扶助について

- ①医療券発行の制度のあり方について

〔4〕 6番 紀議員

1、有害鳥獣について

- ①斑鳩町における有害鳥獣の被害の状況と対策について

2、特定外来種について

①斑鳩町内の外来種生物の農作物に対する被害状況と今後の対策について

3、子宮頸がん予防ワクチンについて

①子宮頸がん予防ワクチンの公費助成について

〔5〕5番 伴議員

1、斑鳩町役場の電子システムについて

①ウィンドウズ2000のサポートが7月13日に終わったが、役場内のパソコンでOSがウィンドウズ2000のものはどれぐらい稼働しているのか。

②それらのパソコンの更新の予定は計画されているのか伺う。

③コンピュータの導入により、特に住民の利便性が向上しているものはどのようなものがあるのか。

④今後の電子納付や電子申請などについての取り組みを伺う。

2、旧保健センターの利用について

①今現在の旧保健センターの利用状況について伺う。

②これからなお一層、住民が行政サービスを受けやすくなるような旧保健センターの利用方法を伺う。

〔6〕3番 中川議員

1、事業所用のごみ袋について

①袋の価格について

②袋の強度について

2、町営住宅の入居者募集について

①以前に質問をしました申し込みの書類の簡素化について

②多回数落選者に対する優遇措置について

〔7〕11番 飯高議員

1、子宮頸がんワクチン予防体制の推進について

①子宮頸がんワクチンの公費助成について問う。

②学校現場における「がん教育」の実施について問う。

2、小児用肺炎球菌ワクチンについて

①小児用肺炎球菌ワクチンの認識について問う。

②小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成について問う。

3、高齢者の救急医療情報について

①高齢者の医療情報について問う。

②救急医療情報キットの活用について問う。

4、地籍調査について

①地籍調査の現状について問う。

②今後の地籍調査の迅速な実施について問う。

5、浸水対策について

①町内各所の浸水現状について問う。

②今後の実質的な浸水対策について問う。

〔8〕4番 吉野議員

1、人口減少時代のまちづくりはいかにあるべきか。

ソフト・ハード両面から対策を問う。

①町独自の子育て支援について

②育児休暇について

③男女雇用機会均等法について

④高齢化社会と町の取り組み

⑤いかるがバイパスは国道25号の渋滞緩和の有効な手段とならないのではないか。

⑥いかるがバイパスは災害時のライフラインとなりうるか。

⑦いかるがバイパスは地域商業施設等を活性化させることができるか。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。15番、木田議員。

○15番(木田守彦君) 皆さん、おはようございます。

それでは、前もちまして議長に提出しております質問順序に従いまして質問を進めたいと思います。暑い折ですので、簡略明瞭なる答弁をお願いいたします。

まず、1番目なんですけれども、まず最初に斑鳩町においてなくてはならない重要施設となっております焼却場及び鳩水園について問いたいと思います。私が最も心配しておりますのは、町民の生活に深くかかわる施設であるがゆえに、町民にその重要性を知っていただき、事業への理解と協力をしていただけるように、町が最善の努力をしていただきたい旨を最初に申し上げておきたいと思います。

①番目なんですけれども、設置当時における総事業費はどのぐらいであったのかについて、それと設置年月も含めてそれぞれの施設について教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(中西和夫君) 西本住民生活部長。

○住民生活部長(西本喜一君) 焼却場、鳩水園の設置当時におけます総事業費と設置の年でございます。

まず、焼却場であります衛生処理場につきましては、昭和57年に設置をしており、設置当時の総事業費が6億1,485万6,000円となっております。

次に、し尿処理施設であります鳩水園につきましては、昭和52年に設置をしており、設置当時の総事業費は8億5,000万円となっているところでございます。

○議長(中西和夫君) 15番、木田議員。

○15番(木田守彦君) 今、聞かしてもろうても、当時としてはかなりのやはり事業費やったと思いますので、先ほど私が申し上げましたように、この施設を大事に使って事業を進めていただきたいなと思います。

続きまして、②番目の当施設を設置された当時の設計段階での耐用年数はどのぐらい

であったのかについて問うということで、それと共に、この施設自体が設置されるときに地元説明会なんかを開催されておると思いますねけども、そのときにそういう耐用年数なんかも同時にお知らせ願えたんかなというふうに思いますねけど、それらについてお答えを願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 焼却場、鳩水園の設置時におきます耐用年数はどの程度であったかのご質問でございます。

ごみ焼却施設、し尿処理施設ともに、一般的には、細かい機械などは別にいたしまして、設備の耐用年数は30年程度といわれておりますので、設置当時もそのように把握していたものと思われまます。

焼却施設であります衛生処理場は、昭和57年の稼働開始から丸28年を経過しておりますが、その間、ダイオキシン類対策工事など大規模補修を含めまして、毎年、計画的に設備の補修を行っているところでございます。

また、平成5年度からのビニールごみの分別収集など焼却炉にも配慮した分別収集にも取り組んできた結果、毎年の定期検査や煤煙等の検査結果も良好であり、今後も計画的な補修を行うことによりまして、耐用年数を延ばすことは出来るのではないかと考えているところであります。

一方、し尿処理施設でございます鳩水園につきましても、昭和52年の稼働開始から33年を経過しておりますが、適切な維持管理や補修工事、施設改良工事などを計画的に実施してきており、毎年保守点検を受ける中で、メーカーからは、計画的な補修は必要とはなりませんものの、40年から50年は稼働出来るのではないかとのお話もいただいているところでございます。以上です。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、耐用年数は30年ほどということなんですけどねけども、焼却場にしたらもう28年を経過しておるということで、かなり迫ってきておるといような状況なんですけどねけども、その中で、最後に申し上げた地元へ説明されたんかどうか、その点についてどうですかね、耐用年数について。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この設置当時のことはちょっと記憶にはございませんけども、その当時、設備の耐用年数は約30年程度と言われておりましたので、設置当時

もそのように説明をしていたものと考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 大事な施設ですので、もう耐用年数も迫ってきておるといふことなんで、大事に上手に使っていただきたいと思います。

続きまして、③番目の残された耐用年数と、今後も永遠に操業を続けなければならない事業として、現段階での予算措置をどう考えておられるのかということで、というのも、焼却場においては、県のごみ処理広域化事業計画も進まないところへ、処理施設が改築することになれば、今現在のところ、100トン以上の炉で100億は下らないような予算が必要になると思います。その予算措置もままたらぬ社会情勢の中にあつて、現在の事業の進め方だけでよいのか。また、新しい収集処理も色々検討されており、一定の評価は出来るものの、毎年繰り返し補修予算措置をしなければならない現状に決め手があるのか、心配をしております。その意味からも、積極的な対策についてお聞かせ願いたい。

それと、それに伴います鳩水園については、公共下水道の整備推進により処理量は毎年減少しているものの、全くゼロにはなりがたく、あと何十年間操業しなければならないのかというような心配もございます。大幅な減少になつても、現在の施設のまま運用をされるのか。それとも、また規模を縮小してその施設を利用されるのか。それらについて、今後の研究課題となるのかわかりませんが、それらに対する予算措置、それは大丈夫なのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今後も永遠に続きますごみ、し尿処理事業としての現段階での予算措置についてのご質問でございます。

まず、焼却場であります衛生処理場につきましては、ごみ減量化、資源化を推進し、焼却するごみを限りなく少なくする施策を実施してきておりますものの、現時点におきましては、焼却処理するごみが発生をいたしますことから、県のごみ処理広域化計画も進んでいない中で、議員のおっしゃいますとおり、今後も施設は維持していく必要があるものと考えております。

このことから、施設の維持管理、補修工事を計画的に実施するため、毎年一定の予算措置を行い、適切な維持管理と施設の延命化に努めているところではございますが、今後も計画的な補修整備、施設点検等の実施により、冒頭申しましたように、耐用年数を

延ばすことが出来るように施設の延命化に努めてまいりたいと考えております。

また、鳩水園につきましても、公共下水道の普及により、毎年し尿処理場は減少傾向にありますものの、おっしゃいましたように、全くし尿処理がなくなることはないために、今後も施設の維持をしていく必要があるものと考えております。

そのために、衛生処理場と同じように、施設の維持管理、補修工事を計画的に実施するため、毎年一定の予算措置を行っておりますが、今後も計画的な補修整備、施設点検等適切な維持管理により耐用年数を延ばし、施設の延命化を図ってまいりたいと考えております。

今後の予算につきましても、そのような中で適切な予算措置を行い、また下水道につきましても、し尿処理につきましても縮小傾向にあるものの、その機械、設備等の縮小等につきましても研究をしながら適切な予算措置を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 続きまして、④番目の委託も含めて人員の配置と経費の削減についてどのように考えておられるのかということについてなんですけれども、当面は、そうして補修費予算をとられて運営していかれると思いますけれども、大した問題もなさそうやと思いますけれども、これからやはり年数を重ねるにつれて予算も今以上に膨らんでくると思いますけれども、それは妥当ではないのかと思います。それをおざなりにして、予算措置についても、今からやはり研究して備えるべきだと、私はそういうふうに思いますが、いかがお考えなんでしょうかということなんです。どうかよろしく願いします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 焼却場、鳩水園の委託も含めた人員配置と経費の節減についてのご質問でございます。

まず、焼却場であります衛生処理場につきましても、収集、焼却、受付業務等合わせまして、現在、18名の職員を配置し業務に当たっております。正職員が16名、再任用1名、臨時職員1名でございます。内訳でございます。平成20年度より収集業務の一部を業者委託するなど、分別の細分化などによる収集業務等の増加に対して、臨時職員の補充や業務の一部委託により対応をしているところでございます。

今後もさらにごみ減量化、資源化を推進してまいります中で、収集等の業務量も増加し

ていくことが考えられ、また定年退職などによる正規職員の減員に対して、臨時職員の補充や業者委託なども行いながら、経費の節減と業務の効率化を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、鳩水園につきましても、運転管理業務、し尿収集運搬業務について既に業者委託を行っており、経費の節減と業務の効率化に努めているところではございますが、今後も業務委託内容を精査し、人員配置や業務内容を見直すなど、さらなる経費の節減と業務の効率化に努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、部長の回答を聞かせていただいて、町の方にも、やはり延命に対する努力は十分にやっけていただいておりますねけれども、今の施設がこれからは末長く運用出来るように努力をしてもらいたいということをお願い申し上げます。

続きまして、2番目の8月27日に発生した集中豪雨について問うということで、年々地球温暖化が進みまして、今までにないような短時間における集中豪雨被害が発生している日本列島の中で、災害が最も少ない奈良県、ましてや斑鳩町においては余りに記憶のない中で、年に2回もやはり短時間の雨による被害として今回12戸の床下浸水があったということで、その報道がなされたことによって、これからまだ台風シーズンに入ってくるという中で、その発生をまた心配しておりますねけれども、今までと違う今回の件については、県河川管理と違ったところで発生したというふうに聞いておりますねけれども、それについてどう考えておられるのか、12戸全部が同じ場所で発生したのか、その場所と河川名や、都市下水路であればその場所等を教えてくださいたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました、8月27日の集中豪雨ということかと思っております。8月27日は、降り始めから午後6時までの約2時間余りで、総雨量は47.5ミリという雨量を計測しております、やはり急激に発生をいたしました豪雨でございました。

被害状況でございますけれども、家屋の床下浸水が興留7丁目、エフワン付近でございますが、この周辺で7戸、12号都市下水路の付近、それと興留3丁目1戸、それから興留5丁目3戸、法隆寺南1丁目1戸となっております、合計といたしまし

て、質問者のご指摘いただいておりますように12戸でございました。いずれも、やはりこの地域に降りました急激な集中豪雨による水路の溢水が原因であると考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私は、今回の件については、今までと全く違った、やはり県管理河川とちごうて町が所有する都市下水路というんですか、それがオーバーフローしたというんか、あるいは内水が排水出来なかったことによる被害やったと思いますねけど、これからやはりそれらの点について、もっと真剣に考えていただきたいなというふうに、私はそういうふうに思っております。

というのも、やはり2時間で47.5ミリですか、これぐらいの雨で、床下浸水やったからよかったというのか、あるいは大変やったというんか、これからもまだまだやっぱりもっと集中的な、1時間にやはり80ミリとか100ミリとかいうような雨も考えられる中で、これからももっとやっぱり町内の水路あるいは都市下水路を検討をさせていただいて、そういう危険というんですか、そういう発生するような場所については、早急なる検討を進めていただいて、それに対する対処をお願い申し上げたいと思います。

次に、②番目なんですけどねけども、年に2度も町内で発生していることについて、町はこれまでと同じ対処方法でいいのかということなんですけどねけども、県内でもやはり斑鳩町は有数の災害や事故、犯罪の少ないまちとして、近隣市町村よりも、やはり土地というような資産価値も高く、町民として誇りを持っておったのですが、新聞、テレビなどのマスコミの報道によって、斑鳩町のイメージダウンによって、町民の資産が損なわれるというんですか、価値が少のうなったということについては、やはり他市町村からも、今までから、年々少しながらも流れて、流れるというたらおかしいけども転入してこられる方が二の足を踏まれるような災害の発生なんかを食いとめなければ、斑鳩町の人口の増にもつながらないと思いますねけども、これはやはり今までと町としては同じような対処方法で、何か災害が発生した時には避難をするというような考え方一つだけで今後ともやっていこうと思うておられるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただいております集中豪雨による対処方法についてでございますけれども、近年の集中豪雨につきましては、質問者のご指摘いただいておりますように、これまでと違いまして、急激に天候が変わり記録的な大雨

が至るところで発生をしているという状況でございます。

これまで、当町では、貯留事業や部分的な水路改修など雨水対策については取り組んでまいってきたところでございますが、やはり近年の集中豪雨あるいは宅地化の進展などによりまして、ご指摘いただいておりますように、浸水被害が発生しているところでございます。

こうしたことから、現在、当町では、浸水対策を計画的に進めるべく、役場の関係各課によりまして、浸水被害に対する対処方法、これを検討しようということで、計画的な浸水対策を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私の心配しておるのは、そうした中で、生命、財産を失われるようなことになってはいかんということ。それと、やはり資産価値が下がるという、それらの点についてやはり心配しておりますので、出来るだけその対策については、十分役場内で調整をしながら、これから早急にやっぱり解決するように努力していただきたいと思います。

続きまして、③番目なんですけれども、安心・安全なまちづくりと言われながらも、町民が安心して住めるまちづくりについてお伺いするというところで、国や県あるいは町においても、やはり安全・安心なまちづくりをするといいながら、なかなかやはり町民が安心して住めるまちづくりについて、斑鳩町としては、近隣市町村よりもやはり高い固定資産税を払いながらも色々とやっていただいておりますけれども、やはり災害、犯罪、そしてまた色々な面においても発生件数が少なく、町民がやはり安心して住める安全なまちとしての機能を有するまちとしての誇りがもろくも崩れていくように思うのであります。国をはじめ地方自治体においても、一様に安全・安心なまちづくりと申しながら、現実とは全く違う現状で、言葉を軽々に利用して町民や国民を暗示しているように思えてなりません。平城遷都1300年を記念すべき奈良県の一町として、本当に町民に安心して安全に暮らせるまちづくりのためにも、現在、長期総合計画を作成されておられるという時期に、ぜひともそれらを裏切らないような、過去、現在、未来を見据えた計画を練っていただいて、町民が安心・安全に住まえるまちをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 安心で安全なまちづくりの考え方についてのご質問ござい

ます。風水害や地震等の災害対策の取り組みといたしまして、これまでにおきましても、地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップを住民の皆様にご配布をいたしまして、危険地域の予測及び周知を行ってきたところでございます。また、自衛消防団や自治会を単位といたしました地区別防災訓練の実施や、他市町や民間企業との応援協定を締結いたしまして、防災体制の充実等を図ってきております。

また、斑鳩町地域防災計画に基づきまして、災害発生時の職員及び消防団員などによる支援体制、情報伝達の手段、その方法、物資の確保など広域的な協力体制の充実や住民の安全確保に向けました取り組みを行ってきております。

住民の皆様に対しましては、広報「斑鳩」や行政出前講座におきまして、防災に対する情報の提供や啓発活動を行うことによりまして、地域ぐるみで自主防災に対する意識の高揚を図りまして、さらには自主防災体制の組織化を進めるなど地域での防災体制を強化する取り組みを継続して実施しております。

ご質問の町民の皆様が安全に安心して住むことの出来るまちづくりの基本的な考え方でございます。現在、先ほど議員もおっしゃったように、現在策定を進めております第4次斑鳩町総合計画におきましても、現行の第3次総合計画に引き続きまして、災害の未然防止と被害の拡大防止に向けた対策を進めると共に、災害時の広域的な協力体制を含めた総合的な防災・消防体制の充実に努め、さらに住民の防災意識の高揚を図り、地域ぐるみでの自主防災体制の確立を進めるものとしてございます。

その中で、新たな取り組みといたしまして、大規模災害時に自力で避難出来ない障害のある人や65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方などにつきまして、現在、民生児童委員連絡協議会のご協力によりまして、住居の状況や緊急連絡先などの状況調査を行っております。迅速な支援や救助が行えるようそれらの情報のデータ管理及び要援護者マップの作成を進めまして、いわゆる災害弱者の安全確保に向け、要援護者避難支援プランを作成することとしております。また、集中豪雨などに備えまして、浸水対策の基本計画を策定することとしております。今後におきましても、関係機関との連携を強化いたしまして、水害等の災害に万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、聞かしてもろうたら、町としても色々積極的にこれからも研究をしながらやっていこうというふうに私は受けとめましたんで、今後ともそれらについてよろしく積極的にやっていただきたいということをお願い申し上げまして、私の

一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、子ども・若者支援推進法についてということですが、近年、働いていないにもかかわらず求職活動も行っていない若年無業者、いわゆるニートと呼ばれる若者あるいはひきこもりの若者など、困難を抱える若者の社会的自立をめぐる問題が深刻化しています。

若年無業者の数は、総務省の調査によると、2008年では、15歳から34歳の年齢層では64万人、39歳まで引き上げると84万人となっており、特に35歳から39歳までの層の人数が徐々に増大する傾向にあります。若者無業者の数は、1993年の40万人から1999年には48万人にふえ、さらに2002年には64万人となり、それ以降は横ばいで推移してきているとのことです。

また、ひきこもり状態にある子どもを抱えている家庭は、2004年の厚生労働省の調査によると、全国で32万世帯になると推定されており、また一方で、NPO法人全国ひきこもりKHJ親の会からは100万人を超えているとの報告もあり、実数ははっきりしていませんが、相当の数になっていることは事実です。

こうした若者の社会的自立をめぐる問題の困難化を背景に、昨年7月1日に、この子ども・若者育成支援推進法が公布され、今年4月から施行されています。今回、この法律が制定されたことを、国や県はもちろんですが、町としても積極的に受けとめ、子ども・若者に対する支援をさらに強めていっていただきたいという思いから、今回一般質問に取り上げさせていただきました。

それでは、まず①点目として、この法律の目的、趣旨についてお尋ねします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子ども・若者育成支援推進法についてのお尋ねでございます。

この法律につきましては、近年、子ども・若者をめぐる環境の変化によって、社会生活に支障を来している子ども・若者に対しまして、円滑に社会生活を営むことが出来るように、他の関係法令による施策と相まった総合的な支援や環境の整備などを行うことを目的に定められております。

それで、この制定につきましては、平成22年4月1日から施行されておりました、そしてその取り組みにつきましては、「子ども・若者について個人としての尊厳が重んじられ、不当な差別的取り扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」、もう1つは、「子ども・若者育成支援において、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと」を基本理念として、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めているものでございます。以上でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは次に、②点目ですが、これまでも子ども・若者を支援するという制度はありましたけれども、今回、この法律が制定されたことによって、これまでの取り組みとどう変わったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 過去の施策との違いということでございますが、近年の若者の社会的自立をめぐる問題の困難化を受けまして、国としても、この状況が続けば、若者の職業能力が蓄積されず、中長期的に競争力あるいは生産性が低下していくなど経済基盤が崩壊するだけではなく、社会保障システムが脆弱化し、社会不安が増大していくなどを憂慮し、様々な若者支援策に取り組んでいるところでございます。

国におきましては、2003年、平成15年には、「若者自立・挑戦プラン」を策定し、若者向けの職業相談支援機関の開設やインターンシップ、キャリア教育を推進しております。そして、2005年、平成17年度からは、合宿形式で生活訓練や職業体験を行う「若者自立塾」事業を開設されています。また、2006年、平成18年からは、直接的な仕事探しでもなくメンタルケアでもない広い意味での進路相談、進路サービスを求める若者たちへの総合的な窓口機関として「地域若者サポートステーション」事業が開始されております。この事業は、全国に100カ所のサポートステーションが開設されたところでございます。

しかしながら、2007年、平成19年にこのサポートステーションに来所した若者の数は約4万人、延べ来所者数でも14万5,000人でございます。その当時、82万人に上ると言われていた若者無業者、いわゆるニートと呼ばれる若者等のほんの一部にすぎないところでございます。この支援サービスが、本当に必要な当事者に届いてい

ない状況であると考えられていたところでございます。

これまで、若者自立支援といえば、義務教育後における職業的自立の支援という取り組みでありましたが、不登校やいじめ、心的外傷などより子どもの段階で体験する様々な困難、また学校から社会への接合の失敗などが、将来の社会生活を円滑に営む上での困難やニート状態に陥る背景、要因となるという認識から、子どもから若者までつなげて支援を行うと共に、教育、福祉、医療、雇用などの機関を連携させて総合的、継続的に支援していく仕組みが必要であると。このことから、今回の法制定になったところでございます。

なお、当町におきましても、小学校から中学校へのスムーズな移行のための小中連携教育、あるいは青少年の悩みごとに対する相談や、あるいは学校のスクールカウンセラー等について教育委員会が実施をいたしております。また、職業支援に係る啓発や機関のあっせんにつきましては観光産業課が、生活支援や次世代育成支援につきましては福祉課、医療支援や健康相談等につきましては健康対策課というように、各担当課におきましてそれぞれ適切に対応をしまっているところでございます。

しかしながら、この法律は、これらの各分野が互いに協力しながら一体的に取り組むことを推進することを必要とすることから、こういった法律を設けられたということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 次世代育成支援行動計画策定のときにも、その世代、子育ての世代というだけじゃなしに、より範囲を広げて、やはり子ども・若者の対策をしてほしいというふうにお願いもしてきましたけど、あとそれと、今、教育長おっしゃいましたけど、斑鳩町としても町独自でそれぞれ取り組みを進めていただいているということは私も認識しておりますので、今後より力を入れて、そういった形で町独自の取り組みも進めていっていただきたいと思います。

それでは、③つ目ですけども、子ども・若者を取り巻く今日的状況に対して、町としてどのように認識をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今日、少子高齢化という人口構造の急激な変化のもとで、情報化、あるいは国際化、消費社会化が進行いたしまして、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など、子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響が及んでおります。出生

率の低下による人口の減少や離婚、再婚家庭の増加、未婚率の上昇など、家庭は小規模化、不安定化し、また非正規雇用や転職の増加など、労働面においても多様化、流動化が進んでいるところでございます。

インターネットの普及は、身近な集団での人間関係を希薄化させながらも、新たなコミュニケーションの世界をひらいており、これらの社会の変化は、ボランティアや国際貢献、起業などに取り組む若者の増加といったよい影響をもたらしている一方で、青少年の非行、不登校、ひきこもり、虐待など様々な問題を深刻化させ、新たな大きな問題として、子ども・若者の社会的自立のおくれを生じているというふうに考えております。深刻化している状況であるというふうに思っております。

また、求職活動も行っていない若者無業者、いわゆるニートと呼ばれる若者の数は、総務省統計局の労働力調査によりますと、2008年におきましては、15歳から34歳の年齢層では64万人、39歳まで引き上げると84万人と、これは議員もおっしゃったとおりでございます。したがって、特に35歳から39歳までの層の人数が徐々に増加している傾向となっております。

また、ひきこもり状態にある子どもを抱えている家庭は、2004年の厚生労働省科学研究所の「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によりますと、全国で約32万世帯になると推定されておきまして、ニートやひきこもりにつながると言われている中学校不登校者は約35人に1人、高校中退者は48人に1人という状況で発生しているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、教育長、答弁いただく中で、特に雇用の問題についても、ニートがふえていると、実数としてふえているという認識はお示しいただいたんですけども、町の総合計画なんかも、今、見直しをしている時期ですけど、その中にもそうした認識は出てくるんですけども、少し前ですと、例えばひきこもりやニートといった若者というのは、その若者個人の問題やというふうに認識としてとらえがちだったんですけども、そうした点については、教育長、どのように考えられたのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ニートにつきましては、定義、政府見解でも様々でございます。内閣府の「青少年の就労に関する研究調査」で用いられている定義は、「高校や大学などの学校及び予備校、専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、

ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人である」となっているところでございます。

確かに、ニートと言われる若者無業者の中には、職業希望を表明しながらも求職活動をされていない方、あるいは職業希望自体を表明されない方などもおられることは事実でございます。内閣府の調査でも、そうした認識であるというふうに言われているところでございます。

しかしながら、ニートと呼ばれる若者無業者の中には、この不況の影響で求人がないなど社会的要因によるものや、あるいは病気や怪我の治療、身内の介護など求職活動が行えないなど身体的な要因や生活環境による要因によるものなど、多種多様な要因によって求職活動等が実を結ばない方も多いというふう聞いております。

ニートが増加したとされる1990年代後半から2000年にかけて、バブル経済の崩壊とそれに伴うリストラ等による失業者の増加、さらに団塊世代の子どもたちや女性の社会進出など、人材の供給が過剰となる要因が重なりまして、若者の就職は非常に困難な状況になったこと、またこのころから年功序列制度が崩壊し、かわって成果主義を導入する企業がふえたことから労働環境が変化し、新入社員の離職率が高まったということも原因であるかというふうに思っています。

そうした状況の中で、すべてのニートが怠けであるというような考えはいたしておりませんし、またその就職出来ない状況、ひきこもりの状況につきましても、個々それぞれの色々な原因があつての状況でございます。そうしたものを一つ一つ解きほぐしていかない限り、そうしたひきこもりとかいうものについては解決しにくいのではないかとこのように思っているところでございます。そうしたまた医学的な医療的な治療も必要であるというようなこともありますので、すべてがただ職業につけないだけでだめだということではなしに、そうした身体的要因、心身的な要因も含めた対応が必要ではないかというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、ちょっと、教育長の答弁聞いて少し安心をしたんですけども、やはり社会的状況の大きな変化などが要因であることが大きい。実際に、教育長、最初に言わはったように、本人が正規の職を望まない、そういう方は確かにいらっしゃいますけども、そういう方はごく少数で、やはり大半の人が、何らかの要因があつて、自分はそうは思っていないのになかなか自立出来ないという状況があると。この認識に立

ってこの子ども・若者の問題については取り組んでいくことが非常に大切だなあと。今回、この法律が制定された趣旨もそこにあるのではないか。

今回、この子ども・若者育成支援推進法が制定される中で、これまで若者支援の中に「自助」という言葉がありましたけども、その「自助」という言葉がやはり若者にプレッシャーをかけるということから外されており、やはりきちんとした個人を取り巻く環境、社会的環境の中で要因を取り除いていく、そうした視点が非常に大切であると思いますので、今後、町も取り組みを進める中で、その視点をきちんと持っていただいて法に沿って推進をしていただきたいと思います。

それでは、④つ目ですけども、この法律が制定されて、町としては、今後、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、町の考え方をお示してください。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この法律施行によりまして、国を挙げて子ども・若者の育成に取り組むことが掲げられておりまして、地方公共団体におきましても、これらの具体的な施策を展開していくことが望まれているところでございます。

奈良県では、現在、今後の進め方として、葛城市をモデル事業として、「子ども・若者支援地域協議会」の立ち上げを行って、現在委託して研究をされているというふうに聞いております。そうした中で、この協議会の問題点、課題などを県の方で集約いたしまして、また各市町村へ示していくという方向で、今現在、進められているところでございます。

当町といたしましても、その動向を見ながら、福祉、保健、医療、教育、雇用等の各分野の支援機関のネットワーク化等について、斑鳩町の実情に応じた総合的な対応について、今後検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この法を制定されて、第4条のところに、「地方公共団体の責務」ということで、県や町としてどんなことをしていくのかということが明記されています。また、きちんと計画もつくって地域協議会を立ち上げると、そうする中で取り組みを進めていくべきだと法にもきちんと明記をされていますので、今、お聞きすると、まだ県としても、これからこの計画については具体化を進めていくというような状況であるかなというふうに感じましたので、斑鳩町としても、今後、先ほどおっしゃっていただいたように、個々の担当課等で取り組みは進めていただけてますけども、きちんと

それらを連携させて、子ども・若者すべてをやはり地域が支えていくという、協議会等の設立も行っていただきながら具体的に対応をしていただくという形で今後進めていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2点目ですけれども、地上デジタル放送への対応についてということですが、来年7月の24日に実施が予定されてますけれども、いよいよ1年を切りました。しかし、周知の徹底や費用の問題、また電波が弱い地域があるなど、まだまだ解決出来ていない問題がたくさん残っています。国会の方でも、このまま来年の7月に実施してしまっているのかという議論がされていますが、私もこのままいくと、町内でも地上デジタル放送、テレビが見れないという方が少なからず出てくるのではないかと非常に危惧しています。この問題については、これまでもほかの議員から一般質問が行われていますが、やはり地上デジタル放送に切りかわったときに、町内でテレビが見れないというご家庭が一軒もないように、町としても国と連携してきちんと対策を進めていっていただきたいと考えています。

では、現在、地上デジタル放送の導入に向けどういった問題があるのか、また町はそれらの問題に対してどのように対応していこうと考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 地上デジタル放送への完全移行につきましては、現在、国、総務省でございますが、における施策といたしましての取り組みが進められております。住民の方への地上デジタル放送への完全移行に関する周知方法のその一部につきましては、住民に一番身近でございます市町村が協力をしているところでございます。

移行に当たっての問題点と今後の対応というご質問でございますが、平成22年度、本年度は、来年度の7月24日にアナログ放送が完全に終了すると、今現在の予定ではそうなるので、その移行に向けまして、実質的な取り組みの最終年度として重要な年度であることから、「地デジ迷子ゼロ」という言葉を使っておりますけれども、地デジ迷子ゼロを目指しまして実効ある活動を展開する必要があるということで、総務省におきましては、「近畿管内における地上デジタル放送推進のための行動計画」というものが策定をされております。

その中で、いわゆる画像が見えにくいといういわゆる難視対策でございますが、それが重点課題の一つとなっております。本町の一部におきましても、生駒送信所と五條市にございます栃原中継局からの電波を、山との反射作用によりまして時間差で受信をし

てしまうということがございます。そういうことで、正常に放送が受信出来なくなるという、いわゆるデジタル混信が発生していると聞いてございます。地区といたしましては、龍田地区、法隆寺地区、三井地区、岡本地区などがその対象となっているというふうに聞いてございます。

デジタル混信への対策につきましては、総務省におきまして、送信するチャンネルの変更によって解消するという方針が定められたところでございますが、その送信チャンネルの変更を行う時期は、アナログ放送終了後という形になってございます。そうした地上系の放送基盤が整備されるまでの間、地上デジタル放送を受信出来なくなる視聴者に対しましては、国は衛星を通じて暫定的かつ緊急避難的に地上デジタル放送の再送信を行うこととし、再送信に要するアンテナ、受信機器、チューナーでございますが、などの費用を補助する対策を実施することと聞いてございます。

この総務省テレビ受信者支援センターによるデジタル混信対策事業費補助事業の対象になる地区につきましては、本年8月27日に公示されました。本町におきましては、先ほど申し上げました龍田地区、法隆寺地区、三井地区、岡本地区などが対象となっております。これらの地域につきましては、近畿広域地上デジタル放送推進協議会並びに奈良県テレビ受信者支援センター、いわゆるデジサポ奈良というものでございますが、これらによりましてデジタル混信対策についてのお知らせが配布されますことから、町はこの9月号の広報お知らせ版にその旨を掲載し、その周知についての協力をしたところでございます。

次に、一般的な地上デジタル放送に関する周知でございますが、総務省は、地域に密着した調査・相談対応、支援等を行うためにテレビ受信者支援センター、デジサポと呼ばれるものでございますが、これを全都道府県に設置をいたしまして、説明会や受信相談会を開催されているところでございます。

本町におきましても、民生児童委員協議会6月定例会におきまして説明会を開催されました。8月には、中央公民館、西公民館、東公民館の各ロビーにおきまして、それぞれ3日間、計9日間でございます、住民の方からの質問に随時対応する相談コーナーを開設をされたところでございます。

町といたしましても、平成22年7月号広報お知らせ版に「地上デジタル放送準備について」を掲載しております。また、8月号広報には地デジ相談会開催についての記事を掲載するなど、地上デジタル放送に関する情報提供も行ってきたところでございます。

また、経済的に困窮をされておられます世帯に対する地上デジタル放送移行の支援につきましては、現在総務省において実施をされているところでございまして、その内容といたしましては、NHKの受信料が全額免除をされている世帯、これはいわゆる生活保護など公的な扶助受給世帯等々でございしますが、この世帯に対します簡易なチューナーの無償給付及び屋外アンテナの無償改修となっております。

本町におきましては、NHK受信料全額免除の手続をされておられない生活保護受給世帯に対しまして、放送受信料の免除申請をしていただくと同時に、地上デジタル放送受信支援の申込書を配布しておりまして、また市町村民税非課税世帯の障害者世帯に対しましては、町広報及び窓口の周知を行っているところでございます。

最後に、地上デジタル放送への移行によりまして、現在のアナログテレビが不法投棄されるということも懸念されるわけですが、この対策といたしましては、引き取り義務がございします小売業者への指導、排出される方への周知、監視の強化など、不法投棄の未然防止が必要不可欠であるというふうに考えております。

今後におきましても、この地上デジタル放送の円滑な移行のために、引き続き総務省テレビ受信者支援センターの相談会などの啓発活動に積極的に協力すると共に、町広報紙等における情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） まず、難視地区ですね、具体的に4つ地区を発表していただいて、8月27日に告知をされたということなんで、つい最近のことかなというふうに思うんですが、相談コーナーを設置して住民さんから相談があった際には対応をしていくということをおっしゃっていただきましたけど、具体的に難視地域に指定されている地域には、地域ごとというんですかね、自治会ごとというか、一定そうしたまとまった形で、こういう状況やという報告と、やはり町の方から、もしくはそのデジサポさんの方から出向いて行って、住民の皆さんと具体的な対応をどうするんかという話をする必要があるかなあと思いますが、その点についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） おっしゃるとおりでございまして、このデジサポからのそうしたこういった地域の方々への周知方法について相談を受けたところではございまして、自治会連合会がございしますので、自治会連合会の会長とも相談する中で、周知の文書については配布をします。その中で、希望がある地域については、デジサポによる説明会

を開催するといったことで対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それと、生活保護の方への対応ということで、実際には申請を
してくださいねということで対応をしていただいているということですが、この申請を
された方というのが、全体の何割ぐらいで、助成につきましても、チューナーについて
は国の方でも各世帯に1つという形で無料で支給をする、貸し出しをするかちょっとど
っちか忘れましたが、いう形で対応をされていると思うんですが、例えばテレビが2
台あるご家庭ではそのチューナーは2つ要ることになるのではないかというふうに思う
んですが、その辺のところについて、実際に申請調査をしていただいて、そういったご
家庭が生活保護世帯の中であったのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 今年の8月末現在の数字でございますが、生活保護受給世帯
におけるNHK受信料全額免除の申請状況が、106世帯のうち78世帯が申請をされ
ている、約8割という形になると思いますけども、申請をされておるところでございま
して、これらの受信料を全額免除申請をされた方には、地上デジタル放送支援申込書も
同時に配布をされているところでございます。

それと、チューナーの配布個数でございますけども、このことにつきましては、自己
負担でチューナーを購入いただく世帯、当然あるわけでございまして、その世帯との公
平性の観点から、必要最低限の支援として世帯ごとに1台に限って行われているという
国の支援というふうに理解をしております、そうした公平性の観点からそうした制度
になっておるといふふうに認識をしております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 考え方はそういうふうだということですが、実際にあった
のかどうか、テレビを2台持っておられるお宅、生活保護世帯の中で、という実数につ
いてはつかんでおられないですか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 私どもの調査によりますと、先ほど申請されました78世帯
におきましては、1台というところが37世帯、複数持っておられる方が6世帯でござ
います。その他は不明という形でございます。先ほどお答えすればよかったですけど
も、そうした方々の、複数を持っておられる方から、1台しかないといったことについ

ての苦情等については、現在のところないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） また、今後の対応という形にもなろうかと思うんですが、全国の中でモデル地区になっている自治体が、町独自でそういった世帯に対して4台までチューナーを貸し出すという形の対応策をとって、やはりデジタル放送に切りかわることによって見れなくなってしまうようなテレビがないようにしていくと、100%見れるという形で推進をしているというところもありますんで、今後、その点につきましても検討をしていただきたいというふうをお願いを、まずこの1点しておきたいと思います。

それと、低所得者対策ということで、生活保護の方への対策は今お聞きしましたが、それに準ずる世帯ですね、例えば、これ、テレビを買いかえるといっても、地デジ対応のテレビ、デジタルテレビというのは非常に高価になりますし、場合によってはアンテナもかえなければいけないということでは、数十万円の負担になってくるというふうに思います。そうすると、生活保護を受けてはおられないですけども、やはりそれに準ずる世帯にそういった負担を求めていくということ自体、私は非常に難しいことではないのかなと思いますが、この点については国の方ほどのように対策を考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 先ほども若干ふれましたけども、経済的に困窮されている世帯、生活保護受給世帯でありますとか市町村民税非課税世帯の障害者世帯につきましては、現在、国におきまして、そういった購入等の支援が実施されておるところでございます。その他、それに準ずるといふ言い方されましたけども、そうしたその他の低所得者に対する費用等の支援につきましては、今のところ実施はされていないところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） もう開始まで1年切って、そうした世帯の対策がなされていないということですので、実際に見れなくなっていて、そうした人たちはテレビ買いかえたり出来なかったら当然見れないわけですから、今後、国に対しましても、町の方からきちんと、そういう方の対策も行って助成等の検討をするべきだという意見を上げていただきたいというのと、また先ほど混信地域、難視地域については、アナログ放送が終了した後でない対策が出来ないということで、聞いてちょっとびっくりしたんですけども、

そうするとやっぱり切りかえ時にそうした地域の方々は見れなくなってしまうというかなど。

ですんで、まだまだ、やはり1年切ったと、もう間近に切りかえが迫っているという段階でも、今、100%、今の時点で100%見れますよという保証は全然ないわけですね。ですから、国の方でも言われてますけども、やはり来年の7月24日必ず切りかえを実施するというのではなく、きちんと見れるという、1軒1軒のご家庭が見れるという態勢をつくってから導入をしても別に決しておそくはないと思いますので、国に対しても、やはり町の方から、町民の皆さんの事情等もかんがみの中で、そうした意見も国に対して上げていただきたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） その回答の前に、先ほど私どもが説明をさせていただきましたいわゆるデジタル混信の地域につきましてのことですけれども、確かに送信チャンネルの変更を行う時期につきましてはアナログ終了後になるわけですけれども、先ほど説明をさせていただきましたが、そうした地上系の放送基盤が整備されるまでの間につきましては、衛星を通じて暫定的、なお緊急避難的に地上デジタル放送の再送信を行うといったことでカバーをしていくといった方針がとられておりますので、そのことについては、その間、全く見えなくなるということではないというふうにご理解を賜りたいと思います。

それと、国、県への要望でございますけれども、私どもにつきましても、そういった機会をとらえまして、そうした受信機、機器購入等に係る支援対策対象の拡大につきまして、国及び県に今後も引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） もう1年切ったということで、早急な対策が求められますので、今後もやはり住民さんに一番身近な行政として、町として住民さんの各世帯の事情もきちんと反映しながら、今後、今、部長おっしゃっていただきましたけども、国に対しても意見を上げてきちんとした対応をなされるように町も取り組みを進めていっていただけますようお願いをしておきたいと思います。

そうしましたら、3点目の質問に移らせていただきます。3点目は、ごみ問題についてということで書かせていただきましたが、住民の皆さんと色んなお話をさせていただく中で、よく町に対してご要望などないですかというふうにお聞きすると、多くの方が、

ごみ袋が高いので何とかしてほしいという声をよくお聞きします。

斑鳩町は、平成12年にごみ袋が有料化されて、今でもう10年以上がたちます。この間、ごみの分別が進み、先日も担当の厚生常任委員会の中で報告されていましたが、町内のごみの排出量というのは非常に順調に減ってきており、この点については、住民の皆さんだけでなく、ごみの分別、減量を徹底して推進してきた職員の皆さんの努力のたまものだなというふうに私も理解をしています。

しかし、こうして住民のごみに対する意識が高まり、ごみ自体は減ってきているものの、依然としてごみ袋が高いという声があることについては改善を図っていくべきではないかと考えて、今回質問に挙げさせていただきました。

ごみ袋を有料化した当時の議論というのは、一定議事録等で読ませていただきましたが、この間の取り組みによるごみ処理費用などの推移や袋有料化に伴う経緯なども再確認をさせていただくという意味で、幾つかの点についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず①点目として、ごみ袋有料化の意義と目的についてお尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ごみ処理有料化の意義と目的についてのご質問でございます。当町は、平成10年6月議会で初めてごみ処理有料化導入の構想を表明し、平成12年10月からは可燃ごみ、不燃ごみ、平成13年4月から粗大ごみにつきまして有料化を導入しているところでございますが、そのごみ処理有料化導入の意義と目的には、一般的に2つの考え方があるとされております。

1つは、増加し続けるごみ処理や施設整備に要する費用の一部をごみ排出者から徴収することにより財政負担の緩和を図ることを目的とするもので、ごみ処理に重点を置いた施策であり、ごみは出るものという前提に立った対策でございます。もう1つは、ごみ減量化を最大の目的とし、その二次効果としてごみ処理費用の削減を目指していこうとするもので、当町がごみ処理有料化を導入した目的はこちらの方にございます。

当町では、ごみ処理有料化導入の構想段階から、これらのごみ処理対策は、単にごみを処理することからごみゼロ社会の実現へと移行を目指すべきとの考え方から、ごみ処理有料化を通じて、ごみ排出者、いわゆる住民の皆様方の意識改革を図り、その結果としてごみ減量化・資源化を促進していくことを目的にごみ処理有料化を導入させていただいたものでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、一般的に2つの考え方があるということでお示しいただきましたけども、斑鳩町は後者を目的にしているということですが、では、財政負担の緩和を図るということは目的にはしていないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町では、ごみ減量化を目的としてごみ処理有料化を実施しております。先ほど申しましたとおりでございますので、ごみ処理やごみ処理施設の整備など、ごみ処理に関する費用としてごみ処理手数料は使用はいたしておりません。

ごみ処理手数料につきましても、あくまでもごみ減量を促進するための取り組み、例えば生ごみ処理機の購入奨励金や資源物集団回収奨励事業などに使用をしており、財政負担の緩和を目的としているものではございません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） では、次に②点目ですが、ごみ排出量とごみ処理費用の推移についてお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ごみ処理有料化後のごみの排出量でございます。平成5年度より実施をいたしました可燃ごみの指定袋制による収集開始により、平成5年度は約500トンほど減量をいたしましたけども、その後は一度も減少することはなく、平成11年度にはビン・缶類などの資源物を除いた家庭系廃棄物の排出量は約7,200トンとなったところでございます。

そして、平成12年10月にごみ処理有料化を導入いたしました結果、平成11年度、導入前の年度と比較いたしまして約12%減少の約6,400トンの排出量となり、以後、焼却したり埋め立てしたりする廃棄物だけに限りますと、一度も前年度の排出量を上回ることなく右肩下がりで減少し、平成21年度では、平成11年度比較の約42%減少の約4,150トンの排出量となっているところであります。

ごみ処理費用につきましては、当町の場合、ごみ収集に関する費用や焼却処理施設の維持管理費用など、ごみの量の増減にかかわらず一定の経費が必要ではございます。ごみ収集量が即ごみ処理費用に反映されないのが現状でございます。周辺対策費や負担金などを除いたごみ処理に直接要しました処理費用は、有料化前の平成11年度が約3億6,700万円であったのに対しまして、平成21年度は約3億9,500万円と

なっているところでございます。また、焼却施設の修繕に経費が必要となった平成16年度では約5億2,100万円となっておりますが、平均約3億5,000万円から3億9,000万円程度で毎年推移をしてきているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 平成12年から始めて平成21年度までで約42%のごみの総排出量を減らしてきたけども処理費用としては一定変わらないと、必要最低限の部分としてどうしてもコストがかかってしまうという状況であったというふうに思います。

それでは、③点目ですけども、ごみを有料化すると不法投棄がふえるのではないかと当初も心配がありましたが、それについては推移はどのようになっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 不法投棄をされたごみの量の推移についてでございますけども、ごみ処理有料化導入に伴いまして不法投棄の増加が懸念をされましたことから、平成12年10月から平成13年度につきましては毎日、それから平成14年度以降につきましては週1回の環境パトロールを継続して実施しているところでございます。

不法投棄されたごみの量につきましては、1件の不法投棄でありましても、その大きさにより投棄量が大幅に増減しますことから、比較データにつきましては件数で分析を行っておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

ごみ処理有料化の導入をきっかけに不法投棄の処理を行う環境パトロールを開始いたしましたので、それ以前のデータはございませんけども、平成12年度は157件、平成13年度は120件と、当初は100件以上の不法投棄があり、可燃ごみなど生活ごみの投棄も若干見られる状況でございました。しかしながら、環境パトロール、また環境問題学習会等により、不法投棄の防止やごみ処理有料化の意義につきまして繰り返し住民皆様に啓発活動を行うことにより、平成14年度以降は生活ごみの投棄はほとんど見られなくなってきております。不法投棄件数につきましても、増減はありますものの平均50件程度に減少し、特に平成21年度につきましては30件となってきたところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 不法投棄も減ってきているということで、環境パトロールなどもしていただいておりますので、今後もこの取り組みは強化をしていただきたい。また、先ほど地デジのところでも、今後、テレビの買いかえによって不法投棄の心配がされてい

ますので、その点もあわせて強化をよろしく願いしておきたいと思います。

そうしますと、その次ですけれども、④点目として、ごみ袋の価格設定の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 指定ごみ袋の価格設定の考え方についてでございますが、住民皆様方の過度の負担とならない範囲で、最大の効果を発揮出来る額ということ念頭におきまして、検討を行った上で設定をしております。

可燃ごみ袋の大きいサイズ、45リットル用でございますが、これで説明をさせていただきますと、平成8年度から10年度の3年間の可燃ごみ袋1枚当たりのごみ処理に要しました直接処理経費を割り出しし、その額を基本に設定をしたところでございます。

平成10年度が袋1枚当たり141円、平成9年度が袋1枚当たり163円、平成8年度が袋1枚当たり180円でございます。3年間の平均処理費160円を基本に、行政の責務、住民負担の軽減などを勘案いたしました上で、行政と住民の負担割合を7対3に設定し、可燃ごみ袋1枚45円という額を設定いたしております。

当町は、奈良県の平野部では早くに有料化を導入いたしました。後から有料化を導入した8市町村のうち、当町より高額な桜井市、また安い河合町を除き、すべて当町と同じ価格を設定されているところから見ましても、この設定額がごみ処理有料化に適した額ではないかと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、算出方法として、平成8年から平成10年の3年間の平均から出したというふうにお答えいただきましたが、直近の3年間で見ると、この数字というのはどうなるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成21年から過去3年間ということで試算をいたしますと、可燃ごみの直接処理費から事業系の処理経費を差し引き、使用した袋から1枚の費用を割り出しますと、平成21年度では1枚当たり274円、平成20年度では1枚当たり241円、平成19年度では1枚当たり210円となり、3年間の平均では1枚243円の処理費となります。それを当時と同じ、行政7、住民3の負担割合にいたしますと、住民皆様の負担は、1枚当たり72円90銭、端数を切り捨てましても1枚70円の価格になるということになってまいります。

以上です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） このように、ごみの量は減らしてきているけども、一定処理費用は減らないので、どうしても計算をすると、このように単価が高くなってしまいうおかしなことになってしまいうんですけども、そういうことで見ると、当初出した数字、今、順調にごみが減ってきているので、町はその価格が適しているのではないかというふうに考えておられるようですが、私は根拠としては、その当時の数字を用いて出したものであって、この数字が根拠にはならないのではないかなあと。必ずしもこの金額でなければいけないということの根拠にはなっていないかなというふうには思いました。そういった意味では、最大の効果を発揮出来る金額ということと、また冒頭から申します住民の皆さんの声というのも反映していきながら、価格については見直しをしていくべきではないかなというふうに思いますが、それは最後にもう一度お尋ねをしますので、⑤点目として次の質問に移ります。

⑤点目のごみ袋の代金として徴収した収入ですね、これはどういった考え方でどのように使われているのか、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ごみ処理有料化に伴います収入の使途についてのご質問でございます。当町では、ごみ処理有料化を通じまして、ごみを排出する住民の皆様一人ひとりの意識改革を図り、その結果として、ごみ減量化・資源化を促進していくことを目的としておりますことから、ごみ処理有料化に伴う収入につきましては、住民の皆様のごみ減量化・資源化に対する努力を支援し、さらなる促進を図ることが出来るよう各種事業を実施することにより還元を行っております。

ごみ処理有料化開始当初の平成13年度、平成12年10月から開始ですので、平成13年度では、指定ごみ袋交付手数料、持ち込みごみ処理手数料、粗大ごみ処理手数料、合わせまして3,559万5,790円ございました。

主な還元事業といたしましては、家庭生ごみ処理機等設置奨励金の交付事業、また子ども会等におけます資源物集団回収奨励金の交付事業、ボランティア清掃用のごみ袋の作製、また自治会のごみステーションの整備、ごみのゆくえ探検ツアーの実施、発券式空き缶回収機の新設、各小学校、中学校への生ごみ処理機の新設などを還元事業として実施し、合計2,720万1,200円を支出をしております。

また、指定袋作製費としましては1, 275万7, 500円を支出しており、還元事業と指定袋の作製費用がごみ処理手数料の使途となっております。

以後、毎年、同様の還元事業を継続して実施しており、平成21年度につきましては3, 648万2, 490円のごみ処理手数料の収入がございました。

平成21年度の主な還元事業としましては、先ほど申しました家庭生ごみ処理機等設置奨励金の交付事業、また子ども会等におけます資源物集団回収奨励金の交付事業、ボランティア清掃用のごみ袋の作製、自治会のごみステーションの整備、ごみのゆくえ探検ツアーの実施等を平成13年度から継続して実施しております。

また、平成20年度と21年度の2カ年で、空き缶回収機を従来の発券式からポイントカード式に更新を行うと共に、生き生きプラザ斑鳩に新しく空き缶回収機を設置し、より住民の皆様にご利用していただきやすい環境の整備にも努めたところでございます。

平成21年度の還元事業の決算額は合計1, 666万4, 376円で、指定袋の作製費用としては1, 899万1, 045円を支出しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） およそ3, 500万円のごみ袋収入があつて、その袋作製費には1, 200万円と。残りは、ごみ処理費用の一部に当てるのではなく、こうした意識の啓発に使っているということで、整理をしてこのごみ袋代金についても使途を明確にしているということで、理解をしておきたいというふうに思います。

そうしましたら、次・番目、ごみ袋は高いというふうに声があるとずっと申し上げておりますが、住民の負担に対して町はどのように認識をされているでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ごみ処理の有料化によりまして、実際に住民の皆様方が負担されている金額についてでございますけども、平成21年度の1世帯当たりのごみ処理手数料の年間平均負担額は3, 317円でございます。有料化開始当時の平成13年度は3, 525円でございますので、住民の皆様の日ごろの努力により、負担額につきましても減少傾向にあると考えております。

町としましては、可燃ごみ袋の使用枚数を削減出来るような施策を、従来の生ごみ処理機等の購入奨励金や資源物集団回収奨励事業に加え新たに実施することにより、住民の皆様の負担の低減に努めております。

まず、1つは、紙製容器包装類の資源物集団回収での取り扱いの統一化でございます。

平成18年度から、資源物集団回収では取り扱いのない紙製容器包装類の分別収集、資源化処理を実施するために、問題点、課題の掘り起こしを行いますモニター回収事業を実施すると同時に、古紙類回収業者とも取り扱いの統一化に向け協議を重ねておりましたが、平成21年度中にすべての古紙類回収業者との間で取り扱いが統一出来ましたので、平成22年4月からは、すべての地域におきまして紙製容器包装類が資源物集団回収で回収をされているところであります。

また、平成21年度からは、生ごみの分別収集、資源化処理にも取り組んでおり、モデル自治会のほかに個人でも取り組めるようモデル世帯による収集もあわせて実施しております。モデル自治会の皆様からは、生ごみを分別することにより、可燃ごみ指定袋の使用枚数が3分の1程度に減ったという声も寄せられているところでございます。

また、さらに本年10月からは、家庭の木くず、草類の分別収集、資源化処理に取り組むこととしており、木くず、不用草類用の袋を1枚20円の価格で販売させていただくということで、住民皆様の負担の軽減も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今の数字をお聞きして、この10年間でごみの量を減らしてきたことによって、住民の負担、ごみ袋を買う負担は、1世帯当たり208円負担が減っているなという実数があったかというふうに思います。

もう時間がないので、最後の質問もまとめて最後にお尋ねしたいんですが、色々これまでお聞きをしてきましたが、ごみの量は減ってもごみ処理費用は減らない、一定の額は必ず必要になる点や、町としてごみ袋の枚数を減らすことによって負担軽減につながるという考え方を持っておられるかというふうに思うんですが、しかしですね、ごみ袋の価格については設定基準も示していただきましたが、その数字というのはそのときどきによって変わっているもので、現在、順調にごみ減量化が進んではいるものの、ごみ袋の適正価格としての根拠にはならなかったのかなというふうに思います。

また、他の自治体を見てもみると、有料化した後にごみ袋の価格を下げている自治体というのが、インターネットで調べますと、全国で34あるというふうに載っており、その理由として、住民のごみ減量、分別への意識は醸成されている、値下げは住民サービスの向上につながるという理由で値下げをされております。

斑鳩町も、この間の取り組みによって住民意識の改革は進んできており、リバウンド

をしていないということは非常に高く評価をしたいというふうに思うんですが、一定そうした意識改革が進んできているので、当初立てた目標については達成したといってもいいのではないかと。だからといってこれで終わりというわけではなく、今後もこの取り組みについては進めていく必要はありますが、必ずしもごみ袋が今の値段でなければいけないということはないと思います。

先ほどお示しいただいた1世帯当たりの平均負担額が3,317円ということについて、人によっては高いとか安いとかいうふうに感じる方はおられ、それは人によって様々でしょうが、やはり少なくない住民の方から高いという声があるのならば、値下げを検討すべきではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木澤議員が議論されるのは、私はごみ袋が高いとか安いとかいう議論よりも、ごみを出さない、出来るだけ少なくすると。だから、週2回の収集を週1回でも、あるいは2週の4回を1回にまとめるとか、あるいは45リッターが大きかったら30リッター、あるいは15リッターまであるわけですから、そういう努力を私は以前からもずっと言うてるわけです。

平成10年からやってきたことは、まさに住民の方々がそういう努力をいただいたことが実っているんです。お金の問題じゃなしに、出来るだけ、皆さん方は苦勞されてるんです。町がそういうことを示したことによって、やっぱり住民も、この幸前、高安、高安西、睦にある焼却場が、今もおっしゃったように、もう来年、再来年、これは10年撤去を含んで再交渉というのは、野呂民平さんが言ったんですよ。野呂民平議員さんが言ったもんですから、10年撤去を含んで再交渉。私2回行ってるんですよ、現状。今年から来年にかけて3回目の交渉をしに行くわけです。

このときに一番議論になったのは、生ごみです。生ごみをどうしていくかという問題の議論になったんです。その生ごみをこれからやっぱり考えていくということから、去年からそういうモデル地区をつくりながら、生ごみ堆肥の関係と生ごみ等について、これから真剣にやっぱり行政としては、住民の方々に努力をいただいて、そういう生ごみを撤去すれば、焼却場の関係等にも大分負担が少なくなってくるということを考えておるわけでございますので、私はやっぱり焼却場の立地しているこの立場、そのことを十分考えなかったら、斑鳩町としてのごみの問題というのはなかなか解消しないと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、①点目ですが、子育て応援条例を制定している自治体などがあるというのを最近お見受けしているところですが、斑鳩町ではこの間、子育て支援について非常に取り組みを強めているという状況があるということについて、私も非常に評価をしてまいりました。それで、あと一歩前進をして、こういう子育て応援条例というようなものを斑鳩町で制定をして、そしてほんとに子育て支援というものをしっかりと町の柱とするというような考え方を持ったらどうかというふうに思っておるんですけども、これについては町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子育て応援条例についてでございます。

子育て応援条例は、急激な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化している状況の中で、子育て支援を推進するための施策を講じることにより、子どもの安全な生活を保障すると共に、安心して子どもを産み育てることが出来る環境の整備を図り、もって町民の皆様の生活の向上及び地域社会の継続的な発展に寄与することを目的として制定されるものと考えております。

斑鳩町といたしましては、現在、斑鳩町次世代育成支援後期行動計画を策定し、本町の未来を担う子どもたちが、心豊かに明るく健やかに育つまちづくりを進めているところではございますが、現在策定中の第4次斑鳩町総合計画におきましても、子育て支援につきましましては様々な施策を盛り込んでいく予定でございます。

なお、子育て応援条例につきましましては、今後研究をしていきたいと、このように考え

ております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 前向きに子育て支援については取り組んでいただいているという認識は私も持っておりますので、さらに町は色々と研究をする、今、部長が申されましたように研究をするということ。そしてまた、職員皆さんが企画立案をしていくというようなことを望んでいるところです。

それですが、今回ちょっと項目を幾つか挙げさせていただきました。一つずつ順番にお聞きをしていきたいと思えます。

まず（1）点目ですが、国民健康保険税を18歳未満の均等割額を減免したというのが、愛知県一宮市で子育て支援の独自の施策として行われたと。これは、均等割額を30%減免しているという状況なんですね。こういうことについても、一つの子育て支援としては有効なのかな。

私は、前々から、国民健康保険というのは、保険料という考え方と保険税という考え方があると。斑鳩町は保険税であると。そしたら、生まれて間もない、オギャーと生まれた赤ちゃんからしっかり、ずうっと人生を経てきた方、ずうっとどの時点をとってもこの均等割というのは同じように税金としてかかっているんだということについても、以前から少し私自身も、これ何とかならないかなあ、他の健康保険の制度とは違うなということはずっと思ってたということもありまして、この点について、この一宮市の取り組みを見たときに、ほう、なるほどというふうに思ったものですから、この際ですので、こういう例があるということをおし上げて、斑鳩町はこれについてどのようにお考えになるか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 国保税の18歳未満の均等割の減免について町はどうかということでございます。

ご承知のとおり、急速な少子化が進みます中、当町におきましては、健やかな子どもの成長を願い、また議員皆様方のご理解とご協力を賜りながら、中学生までの医療費の無料化やH i bワクチン接種費用の助成など、町独自の子育て支援施策の充実に取り組んできているところであります。

子育て支援施策の充実につきましては、それぞれの市町村の実情に応じた取り組みをされており、今、おっしゃいました愛知県一宮市では、18歳未満の方の国保税均等割

額の減免をその支援策の一つとされているところでもあります。

仮に、18歳未満の方の被保険者均等割額の減免を行う場合には、その減免によって生じる不足財源をどのように手当していくのか、また国保加入世帯とその他医療保険世帯との整合性をどのように図っていくのかといった課題なども多いと思いますことから、この件につきましては難しいものと思っております。

ただ、子どもを産み育てる人に希望と安心を持っていただく、そのような環境づくりは進めていかなければならないと考えております。今後におきましても、子育て世代全体として支援出来る施策のより一層の充実に努めて、斑鳩町なら安心して子どもを産み育てられると感じてもらえるまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 部長の答弁も、行政側からいうとそのとおりなのかもわかりませんが、最初の質問の時点で申し上げましたように、国民健康保険というのは、他の医療保険とは制度、仕組みが異なっているということ。それと、どの健康保険にも属さない皆さんが、国民皆保険の制度によって受け皿として入っていただかなければならないという状況にある健康保険であるということは、やはり公的な資金が投入される。もちろん国が、本来は国がしっかりと投入してもらわんといかんと。医療費の何%というような最初は国庫補助やったんが、給付費の50%というふうに変えてきた中で、実質的な国庫負担率が下がってきているという状況がこの国民健康保険にはあります、裏側には。パーセントは上げてるんですけどね、給付費の50%に変えた。それは、実質的には医療費の37%とかいう形になってしまっているというマジックがあるんですね。

ですから、そういうことも踏まえて、本来公的な制度であるべきではないかと。ご商売なさっている方は、それなりに所得を得ておられたらいただければいいんですけども、どの保険にも属さない、仕事もない、そういう方が入った保険であったり、そしてまたどうしてもリストラなどによって、商売失敗してね、例で言えば、ご主人がどこかへ行ってしまって急に困って、お母さんと子どもがご主人の居どころがわからなくて、急遽国民健康保険に入らざるを得ないとか、色んなケース、国民健康保険の場合はあるんですね。

そういう中で、やはりどうしていったらいいのかということ、2番目にも今後の展開を書かせていただいておりますので、それはそれでまた2番目のときに申し上げたいと思

いますが、税というのであれば、やはりそれを、18歳未満一宮市ではやっていますけど、斑鳩町では就学前までそういうことをやってみようとか、そういう研究などしていただけたらありがたいかなというふうに思って私は今回質問の中に入れてさせていただきました。

続きまして、もう(2)点目にいきます、項目が多いですので。あくまでもこれは、町の考え方を聞き、今後の子育て応援条例を制定していくに当たり色んなことを考えていただきたいという問題提起をしていきたいという、町の姿勢を聞きながら提起もしていきたいということで挙げさせていただいているわけですが、(2)番目につきましては、就学援助制度の拡充です。これは、前回にも私は一般質問をさせていただいているんですが、要保護の支給対象が拡大をされましたし、そして今でも、斑鳩町の町立中学校でも生徒全員がクラブ活動に入っている。そういうふうに、クラブ活動も教育の一環ということが、今の文部科学省において、教育課程の中できちっと書き込まれたということの中で、全員クラブに参加しているという状況があると思うんですね。

そんな中において、クラブによっては費用がかかるものもあります。でも、家がお金がないからといって、そのお金がかかるものをしていかんというふうに子どもをとめるのか、それともやっぱりしたいということを伸ばさせてあげれるのかというところが、私たち大人の考えるべきところかなというふうに思っているところなんですけど、要保護の方は支給対象が拡大になりましたけど、準要保護の方は拡大になっていないという状況の中で、今後、やはり国の補助のあり方も問題なんですけれどもね、以前国庫補助やったんをこれも交付税算入されてきてますからとても、そして交付税算入されてから、もともと3分の1ぐらいしかなかったのが、今はひどいことにもう4分の1とか5分の1ぐらいに減ってるという全国的な統計で出てますけれども、そういう国が、いけばひどいことをしているおかげで、やろうとする市町村はものすごく負担がかかり、そして財政が厳しくて出来ない市町村の子どもさんたちは恩恵が受けにくくて、やろうという意欲を持って財政的に何とか出来る市町村の子どもは、そういうふうに頑張ってもらえるというような、本来差が出ることもおかしいことなんで、これは国に対して、また県に対して要望もしていかなければならない大きな問題だというふうには思っておりますけれども、ただ斑鳩町としては、この点についてどのようにお考えになられているのか、再度お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この件については、今、議員もおっしゃったように、前回にご答弁させていただいたことに重なるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

この件については、平成22年度から要保護児童・生徒に対します就学援助費の国庫補助の対象に、クラブ活動費あるいは生徒会費、PTA会費等が加えられております。要保護の場合は、原則として、生活保護の教育扶助を受給されることとなりますけれども、この補助対象に準じて行っております本町の準要保護就学援助につきましては、年度途中の決定であったこと、あるいは予算の増額を必要とするものであることから、今年度の施策実施は見送ったところでございます。今後も、近隣市町村の動きなどの情報を見ながら、実施の有無等についても検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 十分検討をしていただきたいと思います。中学校の子どもさんが全員クラブに参加しているという、近所の中学生の子どもさんから聞いて非常にいいことだなあというふうに私も思っております。勉強以外に何か一つ取り組むものがあるという、そういうものというのはすごく子どもにとっても必要であろうし、子どもの成長には必ずプラスになるというふうにも思っております。

ただ、やっぱり国や県への就学援助のこの補助の体制ですね、交付金になりまして、この辺も要望をやっぱり上げていっていただきたい。私たちも住民の立場からこういう要望はしていきたいけれども、市町村としてもぜひとも要望をしていき、みんな子どもたちが、お金があるからとかないから出来るとか出来ないとかではなくて、どの子どもその子の成長のために、中学校課程、小学校課程で必要な取り組みが出来るという状況をつくってあげてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

（3）点目なんですけれども、病児・病後児保育についてです。これにつきましても、以前にも申し上げたことがあります。これは今日的な課題であるというふうに私は考えています。非常に母子家庭さんもふえておりますし、そしてなかなかきちっと勤めることが出来ないという方が多くなり、パートでお勤めの方たちもたくさんいらっしゃると思います。そういう方たちが、子どもさんが病気になった。そして、そのとき、その1日は何とかなくても、2日目、3日目となったときにも、続けて休まないといけない、休みづらい、休むと首になるのではないかと。そして、パートさんだったら、休んだ分お給料が減る。こういった中で、非常に悩みを持って子どもの面倒を見ながら働いておら

れるという状況があるという、これは非常に今日的な課題であるというふうに私は思っております。

国の予算は、この間、民主党政権にかわってからも、この病児・病後児保育の予算というのはどんどんふえてきている状況にあるんですけども、以前からこの質問はさせていただいておりますが、これらについては、現在、どのようにお考えになられてるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この病児・病後児保育の実施につきましては、平成20年の12月議会でご質問をいただき、一定のお答えをさせていただきました。その後、事業の実施も検討はする中で、1つは、人員の基準といたしまして、病児・病後児の看護を担当する看護師や准看護師、また保健師や助産師を利用児童10人につき1名以上配置するという、それから保育士を児童3人につき1名以上配置しなければならないということ。また、設備の基準といたしましても、病院・診療所、保育所等に付設をされました専用のスペースが必要であること。それに加えて、保育室及び児童の静養、または隔離の機能を持つ診察室、または安静室、またそれ以外にも調理室を設ける必要があることから実施はなかなか困難であり、実施には至っていないところであります。

今後、この事業につきましては、町単独ではなく、広域的に検討をしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね、町単独でしようと思ったら大変かもわかりません。けれども、先ほども申しました今日的な課題であるということについては、しっかりと持っていてほしいと思うんですね。

全国的に見ましたら、病院などでこの病児・病後児保育を開設している状況というのがあるんです。そう思いますと、生駒郡には県立の三室病院もございます。私、一つこれは提案なんですけれども、以前は、休日診療所とか生き生きプラザという施設を利用してやることは可能じゃないかというようなことも申しあげましたけれども、今、部長の答弁もお聞きする中で思ったんですが、県立の三室病院が、奈良県がそういうことをやりましようと思ってスタートさせていただければ、市町村も、そして住民の皆さんも非常に助かるんじゃないかなと、今の答弁を聞いてる中でふと思ったんですね。ですから、町としてはそういったことも働きかけてもいいのではないかな、そういう働きかけ

をやってみるのもいいんじゃないかなというふうに、今、思いました。

ですから、色んな可能性をさぐっていただきたい。色んな可能性をさぐって検討して、そしてどんな形であれ、何とかその実現へ結びつけていっていただきたいという、今日的課題に向き合う姿勢を町として持っていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、次の（４）番目に移らせていただきます。次の（４）番目については、この点は私自身が斑鳩町の現状を見て感じたことをここに書かせていただいている状況です。幼稚園と保育園と両方ございます。特に私は、子どもをお迎えに行ったりとか色々行事に参加をさせていただいたりするのが東幼稚園なんですけれども、東幼稚園で見ますと、年少さんは少々人数おられても２クラスに分けていただいているんですけれども、東幼稚園では保育室は４つしかございません。年少さんの時点で既に３５人を超えている状況がある場合に、年中、年長となっていったときに、１クラスで見なければならぬ。そしたら、どうも今年も、お話を聞かしていただきますと、年中さんも年長さんももう人数が３５人東幼稚園ではいっぱいいっぱいいらっしゃると。そしたら、町はもう募集はかけないんだというようなこともおっしゃっておられましたけれども、でもやっぱり町立の幼稚園に行きたい、町立の幼稚園の方針ややり方がいい、素晴らしいと思って町立の幼稚園へ行かせたいと思う親もいらっしゃるということを私は知っております。

ですから、その場合、でも器が足りないということを私は思っております。ですから、その器が足りない場合、今年なんかは募集をかけなかったと、募集をしなかったというようなこともお聞きしている中で、いやあ、せっかく東幼稚園へ行きたい思うてはんに気の毒やなあという、ちょっとそういう思いもあったりする中で、多分子どもはだんだん減るやろうと思っておられたと思うんですね。ところが、意外にも斑鳩町何とか人口の減少というのは踏みとどまっています、そして私、東幼稚園へ行っても知ってるお母さんの顔がたくさんあるんですね。子どもを育ててる、斑鳩町で育った方が、一たん結婚して出ておられたのに斑鳩町へ帰ってきて子育てしておられる。知ってる、子どもじゃない、もうお母さんになってはんねけど、私から言うたら知ってる子なんですけどね、色々結構いはるんですよね。ありがたいことやなあと思って喜んでいますが、私はもっともっとそういう人をふやしたいなあ、そういう方がふえてくれたらうれしいなと思ってるんですが、でも現実問題として幼稚園でもそういうふうに募集

出来ないような状況があったり、でも年度途中見てたら、37とか8とかになってもそのまま1クラスでいってるとかね、そういう状況のある中で、片一方では小学校ゆとり教育で、ほんとに子どもさんの成長を助けるために非常にすばらしい町長の決断で、1年生から3年生まで30人学級にさせていただき立派な施策をしていただきました。私は、斑鳩町の子どもにとってはすばらしい施策だと思っています。

ですから、余計にこの幼稚園の問題どうしたらええんやろうというふうに、私は年齢が低ければ低いほど子どもさんの発達、成長というのは、異変に気がつく、ちょっとおかしいぞと気がつくのは、早ければ早いほど、手当てを早くすればするほど効果が高いんだ、効果があるんだということをずっとこれは私言い続けてきてることなんで、幼稚園もそういう要望があれば、こたえていけたらいきたいというふうには思うんですけども、現状の中で町はどのようにお考えになられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 幼稚園の就園の状況についてということでございますが、今のところ、来年度の23年度就園につきましては、現在申し込みを締め切りましたけれども、一応申し込みいただいた方全員就園いただくようになってございます。ただ、今、おっしゃっていただいているように、東幼稚園については、35人というぎりぎりの人数でございます。

今日までも、そうした人数の多い場合については、3歳児ならば2クラスにしていく、1人増員してやっていくというようなこともやっておりますし、また他の年齢におきましても、そうした対応をしてきたこともございますし、また今は特に特別な支援を要する子どももおりますことから、そうしたところへも支援員として教員免許を、あるいは幼稚園免許を持っている者を入れながら幼児教育の充実に努めてきているところでございます。

22年度の現在の在園状況でございますけれども、これは3園で申し上げますけれども、3歳児で77人、4歳児で91人、年長の5歳児で103人、合計271人が現在22年度就園をされているところでございます。

今後の状況でございますが、町立の幼稚園の入園数につきましては、平成19年度が240人でございますが、以降ここ2、3年は増加しているというところでございます。現在の年長は、その前後と比較して園児数が最も多い年次でございます。

また、今後の町立幼稚園の園児数の推移を見てまいりますと、23年度で265人、これ3園全部でございます。そして、24年、25年は同数の241人という推計をさせていただきます。平成30年には、約220人程度になるのではないかというような推計が出てございます。そうしたことを見てみますと、慢性的に定員過剰の状況になっているとは言い難いのではないかというふうに考えているところでございます。

教室の増築ということでございますけれども、今も申し上げましたように、就園児数の変動、あるいは増築する場合の敷地の問題等ありますことから、慎重に検討をしなければならないというふうに考えているところでございます。そうしたことから今後とも、入園希望者の状況を見る中で、必要な方策を検討し適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、教育長ご答弁いただきました。特別支援の先生だとか、ほんとに今まで町立の幼稚園が担任の先生しかなくて大変だった状況の中で、そうやって講師の先生方を配置していただきまして、非常に充実をしてきた。そして、充実をしてきたし、そして3歳児につきましては、以前よそでは入園金をとっておられたのをとってなかった。それを斑鳩町もとるようにしようということになって、入園金をいただくときに、3歳児さんについても4歳、5歳と同じように保育時間を確保しようということになりました。そこからさらにまた人気が上がってきましてね、入園金の方の文句出てくるのかと思ったら、意外にも、いやー、3歳児もそうやって預かっていただけるのありがたいという保護者がえらい喜んでおられた。

ですから、色んな町の取り組みを住民の方が評価してくださっている。評価してくださって町立の幼稚園へと思ってくださっていることに町がやっぱりこたえていける、こたえていくべきというふうに私は思っておるんです。

特に、地域性もありまして、東幼稚園がそういう形になってるんですが、だからといって西がすいているから西へ行ってくれとか、そういう話にはなってもらったら困るなあと。これは以前にも申し上げたことがあります。今はあいてるから斑鳩幼稚園へ行って、東があいたから今度東幼稚園へ戻りますかとかいうて戻されたとか、以前そういうことがありましたが、小さい子どもさんのことですので、あっちへやったりこっちへやったりとか、そういう都合で動かすということはやっぱり避けていっていただきたいというふうには思っております。そういうことも含めまして、今後のあり方、減少してい

くだらうというふうに思っておられますが、私は子育て支援の施策をどんどんやって、減少を食い止めて、深刻化する少子高齢化、歯どめをかけていく施策を斑鳩町はとっていくべきであるし、その方向に、今まさにその方向に斑鳩町は進んでいただいているというふうに思っておりますので、やはりこのことにつきましては、今後も十分検討をして研究していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

また、保育園につきましても、年齢によって非常に多いクラスとかがあるように思っております。保護者の方々とお話ししても、部屋がちょっと足りなくて一部屋にたくさん的人数を入れているケースというのもあるようにお聞きしております。その場合、こんな経済情勢の中で、保育所へ預けて何とか働きたいというような保護者の皆さんにおこたえ出来るような形で考えていきますと、年齢が偏ってしまっただけという方に対応しきれなくなってくるのかなあ。ちょっとそういうところについても心配をしているところなんです、それについてはどういう状況でしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保育園の入園数の多い年齢につきましては、2歳児が多いようでございます。つつた・あわ保育園におきましては、年齢によって入所児童数が多くなってきている状況でございます。クラスを分けたり広域入所を利用したり、また現在待機児童はない状況で保育所運営は行ってきております。

園児数の多い年齢につきましては、教室を増設して対応してはどうかというようなことも考えられるわけですが、引き続き広域入所の活用と、保育所においては校区割りがないことから、両保育園の定員を活用し、保護者のご理解を得ながら入園を促して対応をしてまいりたいと、このように考えております。

ただ、今後、恒常的に待機児童が出てきた場合には、やはり施設の増設も検討しなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 幼児にとっては重要な環境だと思います。幼稚園にしる保育園にしる、いい環境で子どもたちが成長出来るように、町としても今後も十分に研究をしていただきたいと思えます。

それでは、（5）番目の方に移りたいと思えます。保育料の子ども数による軽減なんですけれども、幼稚園も保育園も2人目であったら軽減をしていただき、3人目やったら無料になるというような施策を、国が打ち出してきた施策ですので、やっていただい

ておると。ただ、幼稚園なんかでしたら、3年保育で3年間しかありませんのでね、ここにうまいことそこへ当てはまっていく子どもさんというたら、ほんまにごくわずかじゃないかなというふうに思ってます。

保育園の方でも、色んな事情から考えると、そこに2人、2人はおっても3人までなかなかいらっしやないのかなという状況があります。それにつきましても、やっぱり私も色々な情報を得る中では、若い方々、続けて子ども欲しいと思っても、途中で流産をして続けて子どもを産めなくてちょっと期間があいたというような状況であったり、そして2人目産んだけれども3人目をどうしようかと思って、悩みに悩んで決断して3人目を産むことにしたとあって、年数がちょっとあいて生まれておられたりとかいうケースというのは、結構あるんですね。

ですから、保育所内に、就学前の年齢に達するまでの子どもさんの2人目、3人目という考え方から、要件をもう少しでも緩和することは出来ないかな。幼稚園なんかも、ほんまにそんな該当、2人目とか該当する人なんてわずかしかないだろうし、3人目というのは、よっぽど双子さんとかなんかでないとか該当するケースというのではないだろうというふうに思いますのでね、こういうのも、何というですか、斑鳩町としてこれを、何年生とか、小学校の間とか、小学校低学年までは第2子、第3子についてもそういうふうに見ましようというのか、そういう考え方というのを持つことは出来ないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 幼稚園の保育料の関係でございますが、現行の町立幼稚園の保育料の減免につきましては、国庫補助限度額に準じまして、同時に就園している園児数を前提としているところでございます。小学校にいる兄、姉は幼児数に数えないという方法をとってまいっております。私立幼稚園就園奨励費補助金につきましても、同様の考え方で実施をしております。その上で町立幼稚園よりも低い保育料額とならないよう、そういった範囲で減免額を設定をいたしております。

小学生もカウントして減免条件を緩和する方法をとる自治体もあると聞いておりますけれども、要件緩和する際の減免額の設定やそのことによる予算への影響額、さらに町立幼稚園と私立幼稚園の保育料のバランスなども考慮しなければならないというふうに考えているところでございます。

今日までも、当議会におきまして、私立幼稚園の就園奨励費補助金のあり方につつま

してご意見を色々賜ってきた経緯もありますことから、現段階ではそうしたことへの変更をすることは大変難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保育園の保育料の軽減の関係でございます。

保育園の方では、第2子以降の保育料の減免につきましては、前回の6月議会でもご質問にお答えをさせていただいております。町といたしましては、保育料につきまして、児童の年齢とその児童の属する世帯の所得に応じて定められる額を徴収する方式となっております、町が国の徴収金基準額をもとに、軽減率85%を乗じて決定をしています。

また、保育料徴収金額表では、国においては階層を7段階に分けているところを町は10段階に細分化して、保護者の負担の軽減を図って保育料を現在徴収をしているところでございます。

平成21年4月より、3人目以降の徴収金を10分の1から無料に軽減をし、さらに保育料の徴収金の算定対象児童につきましても、従来の保育所、幼稚園、認定子ども園のほかに特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用されている就学前の児童にもその範囲を拡大をしたところでございます。

質問者のおっしゃいます1人目の子どもさんが小学生以上になった場合においても、2人目、3人目の適用が出来ないかのご質問でございますけれども、国においては子ども手当の創設や高校授業料の無料化、また町では中学生までの医療費の無料化、小・中学校の30人学級の実施、Hibワクチンの接種費用の助成、新生児訪問、各種がん検診の実施、新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成等の事業を実施してきておまして、今のところそのような減免措置は考えておらないところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） わかりました。これにつきましては、教育委員会も町長部局の方も全くやる気がないというふうに今の答弁で、私はそのように認識をしたので、それはそれでまた今後の展開を、私たちはまた考えていかなければならないと思っております。

続きまして（6）番目なのですが、この給食費の軽減、これにつきましては、この応援条例をつくっておるようなところであったり、それとか割合過疎のところが多いんで

すけれどもね、給食費を軽減しましょうということで、給食費の無料化とかそういうのに取り組んできているところがぼちぼち出てきているというような状況がありまして、この給食費の軽減については、他の自治体では取り組んでおられるところもありますけれども、斑鳩町としてはどのようにお考えになりますか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 給食費の軽減ということでございますが、この給食費に係ります費用につきましては、人件費を含めた調理・洗浄業務に係る経費、あるいは光熱水費、施設の維持管理等は公費負担をいたしているものでございます。保護者の負担は、主として子どもたちが食べる給食の原材料費と牛乳代でございます。さらに、町から、給食補助金として1食当たり16円26銭の補助を、随分前からこういう実施をしているところでございます。

そうした中で、保護者の負担の実額についてでございますが、小学校では年額4万6,200円。これは、1食当たり256円の181回で計算をされております。それから、中学校では、年額5万600円でございます。中学生は1食当たり307円となっております。低所得者世帯につきましては、就学援助費を扶助しておりまして、これら給食費も無料となる措置を講じているところから、現行の給食費は必要最小限の負担であるというふうに理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 理想かなというふうには思いますけれども、食文化、そして食育、こういう観点から考えて教育の一環というふうにとらえるべきなのかなというふうに思ったりもしてるんですが、それについても項目として一応挙げさせていただき、今、教育長のお考えをお聞かせいただきました。

これらの項目を色々挙げさせていただきましたのは、斑鳩町の現状や、また他の自治体の取り組みなど見る中で、この項目で申し上げました、斑鳩町では子育て支援の施策は進んできているけれども、あと一歩、あと二歩と頑張っていたら、総合計画なんかとあわせてね、こういう条例を制定していただいて、これをやっぱり目玉の政策というのか、を企画立案して、1つでも2つでも入れていただく中で、過疎のところがよくつくっておられますけど、京都府、府がつくっている条例もあるんですけれどもね、先ほど答えていただきました次世代育成支援とあわせた形でね、特に斑鳩町では子育て

支援、応援するということをピックアップして条例化する。そのためにも、今、こうやって色々な項目を挙げましたが、この項目だけではなく、職員皆さんが色々なことを研究していただく、お金あんまりかからんとこういうことやったらできんのちがうかというような施策を出していただいて、今、総合計画とか色々な計画の策定、見直しの策定で資料出てきてますけどね、人口の推移が示されて、10年後、20年後とかなり人口が減るような状況の試算がされておりますけれども、私は自分が議員にならしていただいて16年目になりますけれども、その間にそんなにたくさん人口が減ったようには思っておりません。何とか斑鳩町では、ほんとに少し減ったかなという程度で頑張ってきてるんじゃないかな。でも、日本の国の今の人口推移を考えていったら、どこも少しずつ減っていくんだという推移が行われております。そんな中であっても、斑鳩町としては、現状の人口を維持して、深刻化してくる少子高齢化社会に対して、斑鳩町の挑戦として、若い世代をふやしていくんだという意気込みを持って、やはり総合計画やその他の計画をつくっていただいて。そのためにも、この子育て応援条例というものを制定しながら、子育て支援を柱にして頑張っていっていただきたいという思いがありまして、今回一般質問をさせていただきました。

それでは、時間もございませんので、2点目の方に移らせていただきます。2つ目に書かせていただきましたのは、斑鳩町でも大変深刻な問題となっております国民健康保険なんです。この国民健康保険が、問題があると言われた後期高齢者医療と合体をさせていこうという考え方、そしてそれを、国民健康保険を広域化して後期高齢と合体させていこうという、そういう法案が先日国会の方で通っております。その関係で、広域化の問題と現状についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成22年の国民健康保険法の改正では、民主党マニフェストで盛り込まれた地域保険としての一元的運用の方向性及び地方分権改革推進要綱の趣旨を踏まえ、市町村国保の都道府県単位化を進める環境整備として、新たに都道府県の判断により広域化等支援方針の策定が出来ることと定められたところであります。

この広域化等支援方針では、国保運営の広域化または財政安定化の推進に関する基本的な事項、その状況及び将来の見通し、広域化または安定化の推進に対し都道府県が果たすべき役割、その具体的な施策、それら施策の実施に必要な関係市町村相互間の連絡調整などを定めることとなっております。

奈良県においては、市町村国民健康保険のあり方についての県と市町村との議論や、現在、国の高齢者医療制度改革会議における新たな医療制度の動向も踏まえ、高齢者医療制度を含め市町村国保のあり方を検討の上広域化等支援方針を策定するということとされておるところでございます。現在、その策定に取り組まれているというふう聞いております。

また、国の動きでございますけれども、去る8月20日に開催されました高齢者医療制度改革会議において、現行の後期高齢者医療制度にかわる新たな医療制度の中間報告が示されたところでございます。

この中間取りまとめ案は、既に報道等でもされておりますように、1つは、サラリーマンである高齢者や被扶養者は被用者保険に加入、それ以外の方については国民健康保険に加入する。また、2つとしては、医療費の1割を高齢者の保険料で賄う仕組みを維持する。3つとして、国保のあり方については、広域化の実現を掲げているところでありまして、少なくとも75歳以上の高齢者医療については都道府県単位の財政運営にすることが不可欠というふうに指摘をされた上で、最終的には全年齢を対象に都道府県化を図るというようなことが打ち出されております。

また、国保運営のあり方につきましては、段階的に都道府県単位化を図ることにより、当分の間は、都道府県単位と市町村単位の財政運営が併存することはやむを得ないとする一方、早期に全年齢を対象とした都道府県化を図るということも指摘をされております。

また、国の役割につきましては、国保の運営が健全かつ円滑に図られるように、引き続き財政上の責任を十分果たしていくと共に、国保間や国保と被用者保険間の調整など各般にわたる支援を行うと明記をされたところであります。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の答弁にありました国の財政上の責任はぜひとも果たしていただきたいというふうには私も思っております。

広域化の問題なんですけどね、また後期高齢者医療と同じようになってしまうのかなという心配がありまして、市町村としては多分、私らもそう思いますから、都道府県単位で行うということであればまだわかりやすいんですけども、またこれ後期高齢者と同じように広域行政で、広域でやるやというふうなそういう格好になっていくんじゃない

いかと。私たちは、後期高齢の運営のまずさというのかな、広域でやるというのはどうなんやということで大分議論したところなんですけれども、国保までもそうなのは困るなというふうな非常に危惧を持っていますが、そうなる傾向が強いのではないかと。都道府県知事会強いですからね。ですから、今後の動向も見ていながら、この問題は大きな問題ですし、まだもう少し時間がかかると思いますので、今後また色々その都度状況などを聞きながら、町の考え方も示していただこうというふうに思っております。ですから、②つ目に移らせていただきたいと思います。

②つ目なんですけれども、事実上の無保険者の把握と対策についてなんです。この国民皆保険の中で、先ほど言いましたが、色んな社会保険制度の中で、医療保険に入っておられる方、そしてそれらに入っておられない方をすべて国民健康保険で受け皿となって加入していただくという制度になっていると思うんですけれども、それでもこの間京都の方で、ハローワーク前でアンケート調査をされたら、そこへ来られた200人程度の方たちから聞き取ると、12%の方が無保険だというような状況が調査の結果で出てるんですね。こんなん、私らも、奈良県でもこういうこともやってみないかなあと思いつながら、でもこういうことがやはり行政がつかめない。今、高齢者が亡くなっておられるのに生きておられるような形になってる問題とか、色んな問題があるんですけどね、行政がなかなかそういう数字をつかむことが出来ないというような状況もあるかとは思いますが、この無保険者の把握、そしてまたこれらの対策について町はどのようにお考えになられてるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ご存じのように、我が国では国民皆保険制度のもと、すべての国民はいずれかの医療保険に加入することになっています。そうした中で、各医療保険における被保険者資格の取得や喪失があった場合、残念ながら市町村と他の医療保険との間で情報を共有する仕組みとはなっておりません。

このため、他の医療保険の資格を喪失しながらも、国民健康保険の資格取得の届けを行っておられない方につきましては、町としては把握出来ないのが現状でございまして、本来国民健康保険に加入しなければならない方が無保険者として存在しているものと思っております。

何よりもまず、住民の方々ご自身に役場への届け出を確実に行っていただくことが大事でございまして、今後、町におきましては、年に数回広報を通じまして国民健康保

険の取得の届け出の周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） これも、国民健康保険というのが非常に保険税としては高い、負担能力を超えるような高い税金であるというふうに私も自分自身が課税されてて思っておりますのでね、ほんとに根本的な大きな問題もかかえてるという状況と、それとかなかなか正規で働けない若い人たちもふえているという状況で、現実的にはやっぱり色々出てきているのではないかなと思ってます。また、色々対策に力を入れていただけたらと思います。

それと、あわせて③点目です。先ほどから言うように、非常に国保会計そのものが大変である。しかし、被保険者は、また働いている人たちというのが一部であって、多くの方が働いておられないというような方が保険者になってるケースがあったり、それとパートとか、働いておられても非常に少ない金額しかもらってないというような方が多いですね。ですから、この国保会計が独立して採算をとっていくというのは、非常に国庫負担が下がってからは難しくなっているというふうに思ってます。

けれども、斑鳩町では、私たちが強く要求をしてきた中で、介護納付金、2000年から始まりました介護保険の納付金で累積赤字になっていたところを補てんしていただきました。そのことによって累積赤字は少し減りました。その点については、非常に私たちが粘り強く申し上げてきたことが実現して喜んでいるところなんですけれども、ただ1番でも申し上げましたように、色んな施策をした場合、斑鳩町の町の施策として行うというふうになれば、一般会計からのその施策に対しての繰り入れというのはあってもいいのかなというふうに思ったりするんですが、それらについてはどのように考えればいいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 質問者もご承知のとおり、国民健康保険事業は、保険税、その他特定の収入を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てるため、国民保険に関する収入及び支出につきましては、一般会計と区分し特別会計を設けて経理をしなければならないとされております。

また、一般会計からの国民健康保険事業特別会計への繰り入れにつきましても、国民健康保険制度の趣旨を踏まえ、国から基本的な考え方が示されているところであり、保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険事務費、国保財政安定化支援事業に係る経費

などに限られており、これらの経費を除き、その性質上一般会計からの繰り入れは行うべきではないとされているところであります。

こうした中、本町におきましては、制度上における介護分の赤字を補てんするために、質問者もおっしゃいましたように、一般会計からの繰り入れを行ったところであります。

今後におきます法定外の繰り入れにつきましては、国が示している指針、他の医療保険の立場、さらには本町の一般会計の状況を考えますと、赤字を避ける名目で無制限に支援をすることは好ましいことではないと考えており、負担と給付のあり方を慎重に見極めながら国保財政の安定化に努めていかなければならないと考えているところであります。

また、国保財政は、今、2年連続して単年度収支が黒字になるなど改善傾向は見られますものの、これらは前期高齢者交付金の創設を主としたものでございまして、引き続き予断を許さない厳しい状況であり、今後、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、より一層の経営努力に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 奈良県は、国保の法定外の一般会計の繰り入れというのは非常に金額が少なくなってます。全国的に見たら、平均したら、1人当たり1万円の法定外繰り入れというのを全国ではやっているわけですね。そこからいくと奈良県は低い、非常に低い状況になっているということを一応申し上げておきたいと思えます。

3番目、時間がありませんので3番目に移らせていただきますが、3番目の医療券の問題なんです、これにつきましては、時間がありませんのでね、この問題点について申し上げたいと思えます。

生活保護の医療扶助を受けておられる方は、医療証というものをもらっておられなくて、医療券というのをもらって、どこどこへ何のために行きますという申請が行われてから医療券をもらって、その医療券が発行されてからでないとその病院へ行けないという、証明するものをお持ちでないという状況があります。その場合、小さい子どもさん、急に病気になったとき困るんじゃないかと、指定する病院でなくても救急で行かんとあかん場合もあるだろうし、それともう1点は、修学旅行などに行くときに、医療証がないということでは、何も持たずに子どもさんは修学旅行に出かけなければならない。普通の子どものさんは、健康保険証を持っていく。以前の国民健康保険やったら写しを持っ

ていくとかね、そういうことをしてるんですけれども、生活保護受給の医療扶助の場合は、そういう形になっていないという今の医療券のあり方なんですけれども、それにつきまして、修学旅行や乳幼児さん、こういった対応については、どのように考えればいいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 生活保護世帯の方の医療機関への受診する場合のことでございます。今、質問者もおっしゃいましたように、確かにその都度診療依頼書の交付を受けて医療を受けていただくことになっており、後日、中和福祉事務所の方から、保険証のかわりとなる医療券が病院の方に送付されるという制度でございます。

で、今、おっしゃいますように、修学旅行や乳幼児の急な病気の場合の対応でございますけれども、今の制度の中では、あらかじめ、先ほど申しましたように、福祉課で診療依頼書の交付を受けていただけるのが一番いいわけでございますけれども、そのように夜間や休日、また修学旅行先等で急病になられた場合には、まず先に受診をしていただき、事後速やかに診療依頼書を医療機関に提出するという形で現在対応をしているところでもありますので、そのような方法で対応をしていただくことになろうかと思えます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 修学旅行に行くような年齢の子どもさんは、保険証を持ってきなさい、保険証のコピー持ってきなさいと先生に言われて、それのないという子どもさんの気持ち、それを考えたらどうなんだろうというふうに、それでいじめられたという、全国的な中でもそんな話もお聞きしたりします、奈良県ではないですけども。

そういうことから、今、自治体によっては、この医療証を発行をしている自治体があるんです。ですから、それは県が発行してくれるのが一番スムーズなんです、福岡県、新潟県、埼玉県、秋田県、広島県、宮城県、こういったところでは県が医療証を発行してます。それで、広島県の中でも広島市も市として独自に発行をされているというような状況もあります。

ですから、この医療証を、特にそういう小さい子どもさんや子どもさんたちがある家庭なんかは優先的に、ぜひとも医療証の発行なんかを可能にしていくと。そういう働きかけを、やっぱり県の方にももちろんしていただきたいし、それが実現出来るような形で、やっぱり今の医療証というのがあるべき姿だと、医療券というのはどうも私はおかしな制度だというふうに考えておりますので、町もこの点について力を入れてや

っていただきたいと思います。

もう時間がまいりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今先ほどちょっと私の答弁の中で、修学旅行の子どもさんに対して医療証の関係なんですけども、今、修学旅行に対しましては、生活保護証明書を子どもさんに発行しているということでございますので、医療証ではございませんけれども、それを持っていてもらっているということでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、6番、紀議員の一般質問をお受けいたします。6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） それでは、通告に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

最近、農業者の方、また貸し農園で農作物の栽培をされる方から、収穫を楽しみにしていた作物が動物による被害が多く困っているとお聞きします。特に最近カラスの数が急激にふえ、それに伴い農作物への被害がふえてきているように思います。斑鳩町として被害の状況をどのように把握されているのか、また抜本的な対策はあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただいておりますカラスによります被害状況でございます。今年度は特に稲葉車瀬地域、あるいは神南地域、東里地域におきまして、苗代や芋類あるいは梨などの農作物に対しまして多くの被害が発生をしているという報告やご相談をいただいているところでございます。

当町といたしましては、これまでも農作物被害の軽減を目的といたしまして、斑鳩町の猟友会の協力をいただきまして、銃器による有害鳥獣駆除を実施しており、昨年度は28回の出動回数で139羽の駆除を行いました。今年度におきましては、昨年度より

カラスによる被害の数も増加しているという状況から、斑鳩町猟友会と駆除に関しまして調整を行いまして、8月までに16回を実施をしまいいりました。今後も引き続き有害鳥獣駆除を進めてまいりまして、今年度は最終的には41回予定をいたしておりまして、昨年度より多くの駆除活動を計画いたしているところでございます。こういった形で農作物への被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

また、抜本的な対策ということでございますが、この銃器によります駆除以外の方法といたしまして、ごみ対策が有効な手段であると考えております。住宅地のごみにつきましては、ごみステーションの設置やごみネットの配布などを行いまして、また農地においては、農作物を農場に捨てないよう呼びかけを行うなど、生ごみなどがカラスの餌場にならないように対策を講じているところでございます。このように、カラスの餌場をなくすことがカラスの数を減らしていくという効果的な手段ではないかと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 部長おっしゃるように、今後ともカラスによる農作物の被害を少なくするように、引き続き銃器による駆除、またごみ対策の啓発を呼びかけていただきますようお願いいたします。

続きまして、同じ農作物被害についての質問なんですけども、農作物に野生動物による被害もふえてきているように思われます。特に外来種による被害についてお聞きします。

外来種は、本来生息、生育していない種類や、人為的に持ち込まれることにより、その地域の生態系や人間の社会生活に影響を与えるという問題があります。平成14年の生物多様性条約締結国際会議では、外来種の侵入の防止、初期段階での発見と予防、定着した外来種の駆除管理に積極的に取り組んでいくことが決議されました。日本の新生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因の一つに外来種が挙げられています。

このような状況を受けて、平成16年に特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律が公布され、平成17年6月から施行されています。この法律は、外来生物による生態系、人間の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を特定外来種として規定し、野外へ放すことが厳しく禁止されると共に、購入、販売、飼育、栽培、運搬も原則禁止され、安易に飼育、栽培や野生化に歯どめがかけられることになりました。

しかし、こういった状況の中で、特定外来生物であるアライグマの被害をよく聞きますが、町内での被害状況や対策についてお聞きします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきましたアライグマによります被害ということでございますが、当町におきましては、平成20年ごろからアライグマによります農作物被害が確認をされているところでございます。また、アライグマが家屋に侵入するなど環境への被害だけでなく、寺社仏閣などの貴重な文化財にも被害が及んでいるところでございます。

斑鳩町では、平成21年度より箱わなによるアライグマの捕獲を猟友会の協力をいただきまして実施をしております。その結果、平成21年度には6頭、平成22年度では、現在まででございますが、4頭のアライグマの捕獲を行っている状況であります。

県では、今後のアライグマ対策につきまして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律と、農林水産省及び環境省が平成17年度に告示をいたしました「アライグマの防除に関する件」という文書に基づきまして、平成21年2月に策定をいたしました奈良県アライグマ防除実施計画に沿って、適切な目標を設定をした上、計画的な捕獲を進められているところでございます。これに伴いまして、当町でも斑鳩町アライグマ防除実施計画を策定いたしまして、現在、国へその計画の確認申請を行っているところであります。

アライグマの捕獲につきましては、今までの有害鳥獣の捕獲では、わなの狩猟免許を有する者しか実施をすることが出来ませんでした。この防除計画を策定することによりまして、狩猟免許を有しない者でも一定の要件を満たすことにより捕獲することが可能になることから、計画的で効率的な捕獲を実施することが出来ます。こうした対応によりまして、アライグマによる被害の防除に今後努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） アライグマの捕獲が一定の要件を満たせば住民さんにも可能になるということは、ほんとにいいことやと思っております。

最後に、捕獲したアライグマの処理について、どのようにされているのか、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 捕獲をいたしましたアライグマの処置でございますが、

奈良県アライグマ防除計画によりまして、市町村が奈良県の措置施設へ捕獲したアライグマを搬入をいたしまして、炭酸ガスや麻酔薬等を使用して、出来るだけ苦痛を与えないという方法で処分をされているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 殺処分されるアライグマは少しかわいそうに思いますが、収穫を楽しみにしておられる住民の皆さんが被害に遭われて気落ちされないよう、今後とも対策、協議をよろしく願いいたします。

それでは、続きまして次の質問でございますが、子宮頸がんの予防ワクチンについて質問させていただきます。

最近その効果が注目されている子宮頸がんワクチンについて、私の所属している奈良県PTA協議会の教育問題専門委員会においても、思春期前の女子への接種が望ましいことから、小・中学生を育てている保護者において、ワクチンの効果、接種の方法などを理解し、子どもたちに対して十分な説明が出来るよう研修をしているところであります。

子宮頸がんは、ほぼ100%HPVというウイルスの感染です。子宮頸がんの原因である発がん性HPVは、皮膚と皮膚の接触によって感染するウイルスです。多くの場合、性交渉により感染すると考えられています。発がん性HPVは、すべての女性の約80%が一生に一度は感染していると報告があるほどとてもありふれたウイルスであり、すべての女性が子宮頸がんになる可能性があります。子宮頸がん予防ワクチンは、発がん性HPVの感染から長期にわたって体を守ることが可能です。しかし、このワクチンは、既に、今、感染しているHPVを排除したり子宮頸部の前駆病変やがん細胞を直す効果はなく、あくまで接触後のHPV感染を防ぐものです。

感染を防ぐためには、初回、1カ月後、6カ月後と3回のワクチン接種が必要です。現在、任意接種であり、1回の接種費用は1万5,000円から2万円と高額な費用が必要になることから、比較的裕福な家庭や健康意識の高い家庭の思春期女子のみがその恩恵を享受されるワクチンになっています。

2010年7月現在の全国子宮頸がん予防ワクチン公費助成の状況は、全額助成、一部助成を合わせて全国で153カ所の市町村によって実施されています。斑鳩町はどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子宮頸がんの予防ワクチンの公費助成についてでございます。

子宮頸がんは、20歳から30歳代に発生するがんの第1位を占めております。我が国では年間1万5,000人の女性が罹患し、約3,500人の人が亡くなっていると推定されています。HPV、いわゆるヒトパピローマウイルスが主要原因であり、女性の7割から8割が一生に一度は感染しているといわれております。そのうちの一部の人ががんへ進むと考えられております。

子宮頸がんの予防ワクチンは、世界100カ国以上で承認をされており、日本においては平成21年10月に承認をされたところであります。

しかし、質問者もおっしゃいましたように、ワクチン接種は未感染の女性に半年間で合計3回接種をしないと効果が十分に発揮されないことや、効果の持続期間は5年から6年と恒久的なものではないこと、また子宮頸がんの発病を予防するのに必要な抗体の量が現時点では明らかになっていないことや、将来追加接種が必要になる可能性があることなどが課題となっておりますが、子宮頸がんの原因となる約7割のウイルスに効果があるといわれていますことから、全国的に接種費用の助成事業を実施あるいは検討する自治体が現在では、おっしゃいましたように153カ所あり、増加してきている状況であります。

また、公費助成につきましては、国においては、ワクチン接種の助成事業として来年度予算の特別枠で150億円を盛り込むこととしておりますが、まだ詳細については明らかにはなっておりません。

本町といたしましては、さきの3月定例会の一般質問で他の議員さんよりご質問があり、研究をしていくとご答弁をさせていただき、その後種々研究をする中で、また国や他自治体の動向も見据えました中で、新年度から一部助成実施に向け前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） ありがとうございます。公費助成については、国、他自治体の動向も踏まえて検討していただき、出来るだけ早期に実施していただけるようお願いいたします。

現時点でワクチンを接種してから約20年程度前駆病変を100%予防出来ることが確認されたと聞いております。ただ、子宮頸がんワクチンの接種時期は、小・中学校の

思春期前の女子児童・生徒に接種するのが望ましいと聞いております。したがって、保護者の理解がないと接種は困難かと考えます。国がワクチンについて承認したのが、理事者のおっしゃいますように平成21年10月と最近であることからだとは思いますが、保護者への周知が不足しているように思いますが、教育長としてはその周知についてどのようにお考えでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては、今もおっしゃっていただいておりますように、まだまだ新しいワクチンとして出ております。そうした中で、日本産婦人科学会や、あるいは日本小児科学会等では、11歳から14歳の女子に接種すれば効果があるとしております。そうしたことから、それらの保護者に対しまして、子宮頸がんとその予防ワクチンについて正しく理解していただくことが非常に重要なことであるというふうにも考えているところでございます。

このようなことから、保健センターでその事業として、町医師会の協力を得まして、接種対象者や保護者を対象とした「子宮がん検診と子宮頸がん予防ワクチンについて」の講演会を10月に実施することといたしております。また、県教育委員会におきましても、学校医をはじめ教職員等学校関係者を対象とした研修会を10月に開催する聞いております。これらについて、町教育委員会といたしましても、教職員等学校関係者や保護者へ参加を呼びかけるなど積極的に協力をしていきたいというふうに考えております。

今後、子宮頸がん予防につきましては、保健センター、医師会、学校、PTA等と連携を図りながら周知、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 教育長、啓発よろしく願いいたします。

子宮頸がんワクチンの費用対効果は、国際医療経済学的に裏付けされていることもあり、子宮頸がんの予防ワクチンの思春期前女子に対する接種であることから、町内小・中学校保護者への周知、啓発をしていただくと共に、費用負担についても軽減されるような公費助成を早期に実現していただき、斑鳩町内の女子児童・生徒が、保護者の一定理解は必要かと思いますが、家庭事情に関係なく、希望すれば子宮頸がんのワクチン接種が受けられるよう今後ともよろしく願いいたします。

これをもって一般質問を終了させていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、紀議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、斑鳩町役場の電算システムについてであります。去る7月13日に、10年間のサポート期間が終了した米マイクロソフト社のOS、ウィンドウズ2000が多くの自治体で使用されている報道があり、住民の皆さんからも、住民情報の漏洩の危険性を心配される声を耳にいたします。また、今から7年前には、サポート切れのOSが攻撃されて大量の被害が出て社会問題になっております。では、実際のところ、どれぐらい当町の役場でウィンドウズ2000が稼働しているのか、またセキュリティ上の問題はないのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 議員ご指摘のように、7月13日にはウィンドウズ2000のサポートが終了したということでございます。このサポートが終了したということは、そのOS、オペレーションシステムに対する修正プログラムにつきましては、製造元から提供されなくなったということで、OSに新たな脆弱性が発見されたとしても、それを解消することが出来なくなるということでございます。

この脆弱性が存在するOSを登載したパソコンにつきましては、インターネットを経由して脆弱性を悪用する攻撃を受けますと、パソコンへの侵入などの不正アクセスを許してしまったり、悪意あるウェブサイトを開覧するだけでウィルスに感染させられてしまうなどの危険性があるといわれております。このような被害を受けたパソコンにつきましては、そのウィルス感染によってシステムの異常停止、あるいは第三者を攻撃するための踏み台として利用されるなど、攻撃の被害に遭う可能性が日に日に高まるといったことが指摘をされているところでございます。

そこで、当町におけますOSについてでございますが、当町におきましては、インターネットに接続はしていない、庁内のLANシステム、内部情報系のネットワーク端末でございますが、これにつきましては158台でございます。また、そのほかにインターネットに接続している端末が10台でございます。このさきに申しあげました内部情報系の158台のうちウィンドウズ2000を登載している端末はほとんどでございまして、156台でございます。この156台につきましては、インターネットには接続をしていないため、インターネットを利用した侵入等につきましては、セキュリティ上の問題発

生の可能性は少ないというふうに考えております。ただし、インターネットに接続をしております端末10台のうち2台につきましては、まだウィンドウズ2000を登載している状況でございます、これについては対応が必要になっているといった状況でございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えから、内部情報系ネットワークのパソコンではあるが、ほとんどがウィンドウズ2000を使用されていることがわかりました。

では、最近、奈良県内の市町村でパソコンのソフトウェアの違法コピーが発覚し、著作権所有会社に約4,300万円の損害賠償金を支払う事件がありましたが、斑鳩町は大丈夫かどうかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 先般、新聞報道等々でございましたが、本町におきましては、独自にパーソナルコンピュータ取扱要綱及び情報セキュリティ基本方針等を作成をしております、これに基づきまして適切に運営をしているところでございまして、違法コピーは現在ないということでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） その点については安心いたしました。

では、予算の問題が伴いますが、今後、セキュリティ上の危険性が日々高くなるウィンドウズ2000の更新はいつ計画されているかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） これらウィンドウズ2000を登載しているパソコンにつきましては、来年度以降各パソコンのリース期間満了が来ることに伴いまして、更新をしていく計画をしております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今、ウィンドウズ2000のパソコンは来年度更新を予定しているとお答えをいただきました。よろしく申し上げます。もし、住民情報の漏洩が発生すると、住民と行政との信頼関係が破壊されてしまいますので、予算の問題がありますが、一日も早く更新のほどよろしく申し上げます。

次に、近年の急速なITの進展に伴い、住民や事業者のニーズは質的に高度化、多様化し、電子自治体への取り組みをはじめとする行政のIT化は時代の要請となっております。

ます。では、パソコンが導入されてから住民の利便がどのように向上しているのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 国の「新たな情報通信戦略」におきまして、「国民本位の電子行政の実現」の一つとして、平成32年までに、国民が自宅や職場等の行政窓口以外の場所におきまして、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書の入手を、必要に応じて、週7日24時間、ワンストップで行えることを目指しておりまして、この一環として平成25年までに、コンビニエンスストア、行政機関、郵便局等に設置されたいわゆる行政キオスク端末を通して、国民の50%以上がサービスを利用することを可能とするなどの目標を掲げ、電子政府推進体制の強化を積極的に推進されているといったところでございます。

このように、住民の利便性を追求したオンラインによる迅速かつ効率的な行政サービスが求められている中で、本町におきましても、県庁舎、県内市町村庁舎及び県出先機関を結ぶ高速・大容量の情報通信基盤でございます「大和路情報ハイウェイ」を共同で整備・維持管理し、それを活用して、自宅や職場のパソコンから、また携帯電話からインターネットを通じて各種申請、届け出等手続が出来る汎用受付システムを順次導入しているところでございます。

この汎用受付システムは、県及び県内市町村で構成をされております奈良県電子自治体推進協議会におきまして共同で開発・維持管理をしております。住民がこのシステムを利用するに当たりましては、利用者の登録が必要となりますが、この登録をしていただきますと、各自治体における施設ごとの利用制限はございますが、県内でこのシステムを導入している各自治体の施設の空き状況の照会や予約も可能となっております。

当町におきましては、公共施設の空き状況の照会や予約申し込みが出来る施設予約システムを平成20年6月から、中央公民館、東公民館、西公民館、すこやか斑鳩・スポーツセンターにおいて導入しております。平成21年7月からは、生き生きプラザ斑鳩の施設空き状況を確認出来るサービスを開始しております。また、今年度から、受験者の申請手続を省力化するため、職員採用試験の申し込みをインターネットで受け付ける職員採用システムを導入しているところでございます。その他、図書館におきましても、平成17年10月より、インターネットを通じて図書館のホームページより蔵書資料の検索や貸し出し予約が出来るようになってございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 色んな分野で、役場に来なくても、申し込みや申請が出来るようになってきていることはわかりました。

では、今後の役場の電子化の進展により、住民の利便の向上の可能性についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 今後の電子納付等々の検討といたしましては、ペイジーといまして、P a y - e a s y の略語でございますけども、が考えられます。これは、ペイジーと申しますのは、税金や公共料金などの支払いを金融機関の窓口に出向くことなく、パソコンや携帯電話によるネットバンキングや、時間外でも金融機関のATMにより支払うことが出来るものでございまして、今後検討を行っていく予定としております。

また、電子申請につきましても、これまで整備してきた情報設備を十分活用しながら、各種公民館講座やスポーツイベントの参加申し込み、あるいは各種健診受診の申し込み、福祉サービスの各種申請などをインターネットで出来る電子申請に取り組みまして、窓口に出向いていただくことがなくても利用出来る環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今、回答いただいたペイジーの導入は、住民の利便の向上になりますので、よろしく願いいたします。しかし、例えば保健、医療、福祉の情報は、それぞれが密接な関係にあるにもかかわらず、制度が異なるために独立した情報になっていることがまだまだ見受けられます。今後は、総合的な情報提供を考えていただき、少しでも住民の負担が軽減出来るように検討していただくことを要望いたしまして次の質問に移らせていただきます。

旧保健センターの利用状況であります。住民の多くの方々から、現在の北庁舎はちゃんと利用されているのかどうかという疑問の声をよく聞きます。そこで、北庁舎の運営状況をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 現在の北庁舎の運営状況、利用状況について説明をさせていただきますと、平成20年8月に、だれもが気軽に利用出来る身近な保健福祉の中心施設として生き生きプラザ斑鳩が完成いたしまして、保健センターがこの生き生きプラザ

斑鳩に移転をいたしました。その後、旧保健センターの建物につきましては、本庁舎で不足をしておりました会議室や相談室、倉庫等を確保し、町の事務、事業等のための役場の分庁舎的な役割として北庁舎として活用を図ってまいったところでございます。

現在の北庁舎の会議室の利用状況でございますが、町内部の会議や研修、入札事務のほか、各課の事務作業の場所として活用をしておりますと共に、昨年度には実施をされました定額給付金、子育て応援特別手当交付金の受付会場をはじめ、住民説明会や各事業における地元協議、また選挙等における本庁舎会議室が使用出来ない場合の無料法律相談や人権相談、女性のための相談等の代替会場等として住民の皆様にもご利用をいただいております。この4つある各会議室の稼働率の平均につきましては、平成20年度が34.6%、平成21年度につきましては51.6%、本年、平成22年につきましては、現在のところ51.5%となっております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 現在は主に会議室として利用されていることは、私も住民の一人として利用させていただいたことがあることから理解出来ます。

それでは、今後、住民が行政サービスを受けやすくなるような北庁舎の利用方法を考えておられるかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） この北庁舎につきましては、生き生きプラザ斑鳩の計画段階から、その活用方法について十分な検討を重ねてまいったところでございます。現在、役場北庁舎として、本庁舎に不足している会議室等を確保し、本庁舎と一体的に活用することにより行政運営の効率化を図ることとしてまいりました。

このようなことから、北庁舎は主に会議等に利用しておりまして、常時開館しておらず、住民の皆様が頻繁に出入りすることのないことから、議員がおっしゃるように、住民の方々からは未利用のまま放置されているように見えてしまうといった状況があるかもわかりません。

しかしながら、この北庁舎を会議等の会場として活用することにより、限られた本庁舎の会議室の中で、これまで苦慮をしておりました会議日程等の調整が円滑に行えると共に、昨年度実施されました、先ほども申しましたが、定額給付金、子育て応援特別手当交付金の受け付け事務や今年度実施される国勢調査の事務等、長期間の会場の確保が可能となったことから、行政運営の効率化が図れるようになったものと考えております。

また、会議室という個室をより多く確保することによりまして、プライバシーを守ると共に、時間をかけて相談や議論をしていただける場を提供することが出来まして、本庁舎の会議室がより有効に利用出来ることとなったことも含めまして、行政サービスの向上にもつながっているというふうに考えております。

このように北庁舎につきましては、役場分庁舎的な役割を持つと共に、現在の活用方法によりまして行政運営の効率化が図れたものとは考えておりますが、今後もより一層役場庁舎として、住民の皆様にとって利便性がよく、また有効な活用方法がないか引き続き検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 私が思うには、北庁舎に一つの課を移転することにより、本庁舎と北庁舎に一体感が増し、住民が利用しやすくなるのではないのでしょうか。ご検討をいただきたいと思います。

最後に、今後ますます北庁舎が住民にとって利便がよくなるようにしていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。皆様、ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。質問の順序が、1の①、②がちょっと前後しますが、お許しをいただきたいと思ます。

1の②、袋の強度についてということで、ごみ袋の値段の割にすぐに破れてしまうと、この袋についてどないかしてほしいというような意見をたびたびお聞きしますが、町としてはこの点についてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 事業所用のごみ袋の強度の関係でございます。

事業用町指定ごみ袋の強度でございますけども、袋の材質は、伸びに強い低密度ポリエチレン袋を使っておりまして、袋の厚みは45リットル用で0.04ミリ、また30リットル用では0.03ミリとしております。

45リットル用のごみ袋は、家庭用の瓶、缶類、不燃ごみと同じ材質、厚みであり、20キロ程度まで収納出来ることを確認はしておりますが、生ごみの中につまようじな

ど先のとがったものが混入していた場合は、袋が破れてしまうということもあると思われます。そのような場合には、破れた指定袋の上から透明の別の袋をかぶせていただくなど指定袋への収納がわかるようにしていただければ、破れた指定袋を利用して搬入していただくことも出来ます。

また、県内で事業用ごみの指定袋制を採用されている自治体の指定袋の厚みを調査いたしましたところ、45リットル用袋で、田原本町、宇陀市が当町と同じく0.04ミリ、五條市が0.03ミリ、桜井市が0.06ミリとなっており、当町の指定ごみ袋の強度が特に低いというわけではないと考えているところであります。

現在のところ、町に対しまして、袋の厚みについてのご意見は特段いただいておりますが、袋の大きさ等について改善を求める声が若干ありますことから、今後、袋の大きさに加え厚みにつきましても検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 今、部長の答弁、検討してみたいという答弁をいただきましたが、同僚議員の方も、ある事業者の方から、破れやすいということを知っているという話は聞いておりますので、ぜひ検討をしていただける、ということよりも改善していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

続きまして、①の袋の価格についてということでお伺いをいたします。町の事業所のごみ袋、町の指定ごみ袋にされた目的等、また値段等の積算についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 事業所用ごみ袋の価格についてのご質問でございます。

事業系一般廃棄物につきましては、減少傾向にあります家庭系廃棄物と対照的に搬入量が増加傾向にありますことから、これまで書面や事業所訪問により、廃棄物の減量化と資源化の協力をお願いしてきたところではありますが、大幅な減量化にはつながっておらないところであります。

今、申しましたことから、事業系一般廃棄物の適正処理、減量化を図ることを目的としまして、抜本的な対策を講じたいと考えまして、本年8月から事業系一般廃棄物についても、家庭系と同様、町指定ごみ袋による搬入へと搬入方法の変更を行ったところでございます。

事業用町指定ごみ袋につきましては、先ほど申したように、45リットルと30リッ

トルの2種類の設定としており、処理手数料は、45リットルが160円、30リットルが100円としております。

この処理手数料につきましては、平成18年度から平成20年度の3年間の事業系ごみの処理費用をもとに設定をしており、3年間の処理費用の平均は、10キログラム当たり202円となります。

これまでの処理手数料は、10キロごとに100円の設定としており、事業者と行政の負担割合がほぼ折半となっておりましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、事業者には事業活動から発生した廃棄物をみずからの責任で適正に処理しなければならないという責務が定められており、事業者自身に対するごみ減量化、資源化への動機づけとしますために、今回、処理手数料の負担割合を、事業者7、行政3と見直しを行っているところでございます。

この負担割合により、事業者が負担する処理手数料を算出しますと、10キログラム当たり141円となり、これに袋代を加算し、45リットル用指定袋1枚当たり160円の単価設定としております。また、30リットル用につきましては、45リットルと同じ割合で設定しますと1枚当たり105円となりますが、少量排出事業者に配慮し、1枚当たり100円の単価設定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 袋代の算出をされるのに、事業系のごみにかかった費用を10キロ当たり202円、それを事業者7割、行政が3割ということで、141円に袋代を足して160円という設定をされたというお答えですが、先ほどお聞きした中では、袋20キログラム程度は入る。例えば、物によったら、事業所によっては、かさが大きく5キロしか入っていない袋もあるかわかりませんし、先ほど言われたように、20キロまでは耐えられる袋だというお話でございますので、積算するときには処理費用の7、3で割って141円が処理費用だと、7割で。それを搬入するときには、キログラムでやなしに1枚の袋でという設定ですが、それは価格に差が生じるのではないかなと、業者によって。その点についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 業者によって差が生じるというのは否めないところでございますけども、先ほど申しましたように、最大20キロ、あるいは、今、質問者がお

っしやいましたように5キロと、1つの袋で入れられるところもございしますが、その中をとって大体10キロで160円というふうに設定をさせていただいておりますので、そのあたりご理解いただきますと共に、また少量の量でございすると、30リットル用の袋もつくらせていただきましたので、その袋のご活用もしていただきたいと思ひます。

なお、この30リットル用のごみ袋につきましては、45リットルの袋をつくる上におきまして、事業者の方々に周知をした中でご要望が出てまいりまして、その後30リットルも追加して作成したということでございますので、あながち事業者の方々のことに対しまして45リットルで統一しようというわけでもありませんので、今後また、そういう中であういう声がありましたら検討をしていかなければならないものと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 例えは、袋代20円として事業者の方に袋を20円で買っていただく。それを持ち込んだときに、今までどおり10キロ140円やったら140円で徴収するということを出来れば、きちっとしたキログラム単位に処理費用として徴収出来るのではないかなと。まあ私のこれは、今、感じたことなんですは、あういう方法をとっていただいたらきっちり、少ない人、多い人は、その量に見合った正味の量を徴収出来るのではないのかなああうような考えを抱きました。その点についても、今後、色んな業者の方々のご意見も聞きながら、また改善すべき点は改善をしていただきたいと思ひますが、今、私が申し上げましたあうな方法はとれるのかとれないのかあうのをあ尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この事業は、この8月の2日に始まりましてまだ1カ月を経過したばかりの事業であります。現段階ですぐに見直すあうことは考えてはありませんが、将来的には、今、あうしやったあうなことも参考にさせていただきますして、また議員皆様方ともあ相談申し上げる中で対応をしていくことも必要ではないのかなと、今、考える次第でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 担当される厚生常任委員会でも理解をいただいて8月からあう制度を取り入れていただいているあうことでございますので、私の方もこの辺であうしておきたいと思ひますので、また業者の方々のご意見や担当常任委員会での議員の皆

さんのご意見を参考にさせていただいて、改善すべき点があったら改善をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、2の①に移らせていただきます。私が以前に質問をいたしました町営住宅の入居者募集の申し込み書類の簡素化についてということで質問をさせていただきましたが、どのような簡素化、出来たのか出来ていないのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 質問者がおっしゃっていただいておりますように、以前町営住宅入居申込書類に関係いたしまして、簡素化が出来ないかといったご意見をいただいております。簡素化についてでございますが、この内容といたしましては、複数回の申込者の方につきまして、前回提出時の書類を再使用出来ないかと、あるいは町で確認出来る書類の省略など、添付書類の簡素化について出来ないかといったご意見であったかと思っております。

入居の申し込みにつきましては、斑鳩町町営住宅条例施行規則により定めているところでございまして、申込添付書類といたしましては、住民票の謄本、所得に関する証明書、市町村税の納税証明書、その他町長が必要と認める書類となっております。

住民票謄本につきましては、町内在住であることや、同居親族の数などの確認をさせていただくためのものでございます。所得に関する証明書につきましては、基準月収額を超える所得がないことや扶養親族の数などを確認をさせていただくものでございます。また、市町村税の納税証明書につきましては、市町村税の滞納がないことを確認をさせていただきます。その他町長が必要と認める書類につきましては、申込者のそれぞれの世帯状況によりまして、戸籍謄本などの書類が必要になるものでございます。

これらの添付書類につきまして、国からの通達では、「公営住宅の入居審査等の適正な実施」といたしまして、入居の申し込みに当たりまして、所得証明書、住民票等を提出させ、同居親族の数を正確に把握することとされてございますことから、受け付けの際において、入居資格を確認する最も基本的な書類であると考えております。

また、町営住宅に既に入居をされている方におかれましても、公営住宅法第16条の規定に基づきまして、毎月の家賃は毎年度入居者からの収入申告に基づき決定をしておりますことから、必要関係書類等の添付につきましては、公営住宅法の趣旨といたしましても、申込者より提出をいただくことが基本であると考えております。

こういった状況の中で、書類の簡素化でございますが、現在のところ、結果といたしまして省略が可能となるものといたしましては、現住所付近の略図というものがございます。これについては省略を行うこととさせていただきます、今回、平成22年8月募集から実施をさせていただいたという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 所得証明書、納税証明書と、町外在住で町内在職の方もおいでになると思いますので、この方々の基準月収額を超えているのか超えていないのか、また家賃を設定するのに必要だということで、今、お聞かせいただきましたので、理解をしておきたいというふうに思います。地図に関しましては簡素化出来たということで、ある女性の方が、地図をかくのは苦手だと、それを毎回かくのは大変だということがございましたので、その点についてはありがたいことだというふうに申し上げておきます。

それでは、②の多回数落選者に対する優遇措置についてということで、その優遇措置、どのような優遇措置をとっていただけるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました多数回落選者に対します優遇措置でございますが、このことにつきましては、今回の町営住宅入居者募集、この8月でございますが、この募集から優遇措置をさせていただいているところでございます。

優遇措置の条件につきましては、これまでいただいておりますご意見などを参考にさせていただき、直前の募集において連続2回以上落選をされている方としております。

優遇措置の方法といたしまして、1つとして、募集戸数が2戸以上4戸未満の場合には、抽選倍率により優遇といたしました。抽選の際に、抽選用封筒を通常1人1枚のところを2枚割り当てをさせていただくことによりまして、倍率の優遇をさせていただくということとしております。

2つといたしまして、募集戸数が4戸以上の場合でございますが、多数回落選者用に優先枠を1戸設けまして、抽選の際に、まずこの優先枠の抽選を行うことといたしまして、次に優先枠の落選者も含めて一般枠の抽選を行うといった形で優先を図らせていただいたところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 今回募集、先月の8月27日締め切りの募集にこの対応をしていただいたということでございますが、この優遇措置を取り入れていただいた結果、何らかの、多回数落選者に対してどのような結果が出たのか。出たのか出ていないのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいま質問者のおっしゃっていただきましたように、今回、8月27日で募集の締め切りさせていただいたところでございます。今回の応募者の中では、多回数落選者の方の優遇措置の方は1名ございました。また、今後、実態調査で不都合な点がなく、またこの方が辞退をされないということで、抽選なしで入居をしていただくということになってくるという予定になってございます。

また、今後の見通しで、前回、今回と連続して申し込みをされている方3名おいでになりますが、この3名の方につきまして、例えば今回の抽選で落選をされるといったことになると、次回においては、再度申し込みをされる場合、優遇措置の対象者となり、倍率等の優遇を受けていただくということが出来ると、こういうことが今後あらわれてくるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 今回の募集の場合は、多回数落選者という方が1名だったということで、その方が実際現在の実情資格に適していれば入居出来るということで、継続2回以上落選された方が入れるということに対しましてはありがたいことだと、私自身もうれしく思います。ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問を終了いたします。

明日は午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後1時51分 散会）